

史跡大塚山古墳群整備基本計画書

Basic plan for the maintenance of the historic site Otsukayama Tombs



令和6(2024)年3月

河合町教育委員会

史跡大塚山古墳群整備基本計画書

令和 6(2024)年 3 月

河合町教育委員会

例 言

- 1 本書は、奈良県北葛城郡河合町大字川合・穴闇に所在する、国史跡「大塚山古墳群」の整備基本計画である。
- 2 本計画は、令和5年度に「国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金(歴史生き生き！史跡等総合活用整備)」の交付を受け、河合町が事業主体となり実施した。
- 3 本計画の策定にあたっては「河合町史跡大塚山古墳群整備検討委員会」を設置・開催し検討を行うとともに、文化庁及び奈良県の指導を受けながら河合町教育委員会事務局が策定した。
- 4 本計画策定の支援業務は、株式会社アクセスに委託した。
- 5 本計画は、今後の史跡を取り巻く社会的環境等の変化により、再検討や修正の必要が生じた場合には、適宜見直しを行うこととする。

目 次

第1章 計画策定の経緯と目的	1
第1節 計画策定の経緯	1
第2節 計画の目的	2
第3節 委員会の設置	2
第4節 関連計画等との関係	5
第2章 史跡を取り巻く環境	11
第1節 地理的環境	11
第2節 自然的環境	11
第3節 歴史的環境	17
第4節 社会的環境	21
第3章 史跡大塚山古墳群の概要及び現状と課題	23
第1節 史跡大塚山古墳群の指定の状況	23
第2節 史跡大塚山古墳群の概要	25
第3節 史跡大塚山古墳群の現状と課題	32
第4章 基本方針	39
第1節 基本理念	39
第2節 基本方針	39
第5章 整備基本計画	41
第1節 全体計画及び地区区分計画	41
第2節 遺構の保存に関する計画	44
第3節 動線計画	45
第4節 地形造成に関する計画	48
第5節 遺構の表現に関する計画	49

第6節	修景及び植栽に関する計画	50
第7節	案内・解説施設に関する計画	51
第8節	管理施設及び便益施設に関する計画	54
第9節	公開・活用及びそのための施設に関する計画	55
第10節	周辺地域の環境保全に関する計画	56
第11節	地域全体における関連文化財等との有機的な整備活用に関する計画	56
第12節	公開活用に関する計画	58
第13節	管理・運営に関する計画	59
第14節	整備事業に必要となる調査等に関する計画	59
第15節	事業計画	61
第6章	完成予想図	63

第1章 計画策定の経緯と目的

第1節 計画策定の経緯

史跡大塚山古墳群は、河合町の北東部、馬見丘陵の北東端の標高 42～47m の微高地に立地する。当該地は、大和川水系の各河川が合流し河内平野へ向けて西流するとともに、飛鳥と斑鳩を結ぶ「筋違道(太子道)」にも近く、古くから水陸の交通の要衝であった。同古墳群は、同時期の古墳では奈良県内で最大級の規模を誇る全長約 197m の大塚山古墳を中心に、5 世紀後半から 6 世紀初頭にかけて築造された 8 基からなる古墳群である。また、生駒山地と金剛山地の狭隘部や河内平野を抜けて大阪湾(河内湖)に注ぐ大和川に隣接する地に立地することや大型前方後円墳を築造していることから、これら古墳群の被葬者は大和川の水運に深く関わり広く交易を行った有力者の一族・関係者であると想定されている。

大型前方後円墳を中心に前方後円墳、方墳、円墳により構成された古墳群で、大和地方における古墳群の一示例として学術上に重要であることや、大塚山古墳の規模や保存状態の良さが評価され、昭和 31 年(1956)12 月 28 日、8 基一括で国の史跡に指定された。

その後、高度経済成長期以降周辺の開発が進み、古墳を取り巻く環境や景観が著しく変化してきたこともあり、平成 10 年(1998)3 月に『史跡大塚山古墳群保存管理計画』を策定し、現況の確認と保存管理に関する考え方、保存整備の方針を整理し、公有化も含め古墳群の保存に努めてきた。その後、保存管理計画の策定から 20 年以上が経過し、史跡を取り巻く様々な環境の変化や時代のニーズに応える必要



図1 大塚山古墳群(手前 大塚山古墳、左奥 丸山古墳、奥 城山古墳)

から、新たに『史跡大塚山古墳群保存活用計画』を令和5年(2023)3月に策定した。この計画は、史跡を次世代へと継承するための保存・管理と整備・活用の基本的考えを改めて整理し直すため、令和3年度(2021)から4年度(2022)にかけて、史跡大塚山古墳群の保存と活用を適切に進めるため策定したものである。

そこで本計画では、保存活用計画で示した方針に基づき、史跡の整備・活用の推進を図るため、引き続き「河合町史跡大塚山古墳群整備検討委員会」(以下、「委員会」という。)にて本史跡の整備のあり方や内容等について検討を行った。委員会での議論を踏まえ、史跡大塚山古墳群の適切な保存活用に向けた具体的な整備方針及び内容等を示すことを目的として、『史跡大塚山古墳群整備基本計画』(以下、「本計画」という。)を策定する。

第2節 計画の目的

(1) 計画策定の目的

本計画は、保存活用計画において示した保存・活用と整備の方針に基づき、史跡の本質的価値を将来に向けて継承していくために、現状を正しく把握し、課題を整理した上で、今後実施する整備事業の根幹となる基本理念を掲げる。そして、事業実施期間における具体的な整備内容や各種調査、スケジュールなどを示すことを目的とする。

(2) 計画対象範囲と実施期間

史跡大塚山古墳群は、大塚山古墳、城山古墳、丸山古墳、高山塚一号～四号古墳、九僧塚古墳の8基の古墳が史跡に指定されている。計画対象範囲は史跡大塚山古墳群の史跡指定地及び周辺隣接地とする。本計画の実施期間は、令和6～14年度(2024～2032)までの9ヵ年とする。

なお、整備状況や社会情勢等の変化を考慮し、必要に応じ期間、内容、整備箇所等の見直しを行う。

第3節 委員会の設置

本計画の策定にあたっては、「河合町史跡大塚山古墳群整備検討委員会に関する要綱」に基づき設置した委員会で検討を重ねるとともに、文化庁及び奈良県文化財保存課からの指導・助言を得た。

【河合町史跡大塚山古墳群整備検討委員会委員】

塚口 義信	堺女子短期大学名誉学長・名誉教授〔歴史学〕
千賀 久	葛城市歴史博物館館長〔記念物(埋蔵文化財)〕
中島 義晴	(独法)国立文化財機構 奈良文化財研究所 景観研究室長〔造園学〕
鈴木 裕明	奈良県立橿原考古学研究所〔考古学〕
増田 彦嗣	河合町郷土を学ぶ会会長
廣瀬 重親	河合町観光ボランティアガイドの会代表
岡井 康徳	城古大字総代(令和5年度)
高岡 宏芳	河合町総代・自治会長会会長

松 井 義 明 河合町商工会会長

【オブザーバー】

小 野 友記子 文化庁文化資源活用課(整備部門) 文化財調査官
本 村 充 保 奈良県文化・教育・くらし創造部文化財保存課 調整員

【事務局】

上 村 欣 也 河合町教育委員会教育長
吉 村 公 男 河合町教育委員会事務局次長兼生涯学習課長
奥 本 英 里 河合町教育委員会事務局生涯学習課学芸員

○ 河合町史跡大塚山古墳群整備検討委員会に関する要綱

令和 3年 8月19日
教 委 要 綱 第 2 号

(趣旨)

第1条 この規則は、河合町史跡大塚山古墳群整備検討委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 史跡大塚山古墳群整備事業の実施に伴い、埋蔵文化財の保存と活用を基調に、遺跡の保存計画とその実施への方策、検討についての諸調整とその円滑な推進を図ることを目的とし、委員会を設置する。

(所掌事項)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について十分に協議し、その必要に応じて関係諸機関相互の調整を行う。

- (1) 遺跡の保存と活用を図るにあたっての必要となる事項
- (2) 遺跡の整備を含む、保存を実施するにあたっての必要となる事項
- (3) その他遺跡の復原を含む、保存に付随して必要となる事項

(組織)

第4条 委員会は、委員10名以内で組織し、教育委員会が委員を委嘱する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから委嘱する。

- (1) 考古学、歴史学、史跡整備等について優れた識見を有する者
- (2) 前号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(任期)

第7条 委員の任期は1年とする。また、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員報酬)

第8条 委員の報酬については、会議の実施毎に一人5,000円とし、年度末等に支払うものとする。

(幹事会)

第9条 事務の円滑な推進をはかるため、委員会のもとに幹事会を設置する。

2 幹事会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

3 幹事会は、事業実施に関し、細部的な必要事項の調査にあたる。

4 幹事会は、必要に応じ幹事会の議長が招集する。

(幹事会議長)

第10条 幹事会の議長は教育委員会事務局参事とする。

2 幹事会の議長に事故あるときは、教育委員会事務局生涯学習課長がその職務を代理する。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において行う。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が委員会にはかってこれを定める。

附則

この要綱は、令和3年8月19日から施行する。

【令和5年度 河合町史跡大塚山古墳群整備検討委員会の開催状況】

◆第1回河合町史跡大塚山古墳群整備検討委員会

日時：令和5年10月3日

会場：中央公民館視聴覚室

議題：『史跡大塚山古墳群整備基本計画(案)』（前半）の検討

◆第2回河合町史跡大塚山古墳群整備検討委員会

日時：令和5年12月26日

会場：中央公民館視聴覚室

議題：『史跡大塚山古墳群整備基本計画(案)』（後半）の検討

◆第3回河合町史跡大塚山古墳群整備検討委員会

日時：令和6年2月14日

会場：中央公民館会議室

議題：『史跡大塚山古墳群整備基本計画(案)』（全体）の確認

第4節 関連計画等との関係

(1) 上位計画等

河合町まちづくり自治基本条例（令和5年4月施行）

河合町では、まちづくり主体としての町民、町議会、行政が、それぞれの役割を担いながら協力・連携し、まちづくりのために協働して、住民自治を基盤とした河合町のまちづくりを進めていくための基本的ルールとして「河合町まちづくり自治基本条例」を定めている。

この条例の目的として、「この条例は、河合町における自治の基本理念とまちづくりの基本原則、町民の権利、役割及び責務並びに町の役割及び責務を明らかにするとともに、まちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、町民を主体とした個性豊かで活力ある持続可能な地域社会の実現及び町民の福祉の向上を図ることを目的とします。」としている。

そして、第7章「生涯学習及び文化のまちづくり」において、「町民及び町は、文化財の重要性を認識し適切な保存活用に努め、文化財を生み出した郷土の歴史や文化、自然環境を次世代に継承するよう努めなければなりません。」（第21条第2項）とし、先人が守り、育て、培ってきた歴史遺産や伝統行事、有形無形の文化財は、町民のアイデンティティ、心のよりどころともなるものであり、その重要性を認識し、保存するだけでなく周知、活用して生活を豊かにし、町の魅力をアピールし、次世代へ継承していく必要があると謳っている。

河合町教育大綱－河合町教育振興計画－（平成29年4月策定、令和4年4月改定）

「教育大綱」は、教育行政の組織及び運営に関する法律(平成26年6月改正)に基づき、地方公共団体の学校教育、生涯教育、学術及び文化、スポーツの振興に関する総合的な施策を推進するため定めるものである。河合町では、これまで教育基本法に基づく「教育振興基本計画」を策定し教育の振興を図ってきたが、この法改正に伴い新たな教育に関する総合的な施策として『河合町教育大綱－河合町教育振興基本計画－』を定めた。

本大綱では、その基本理念の一つとして「郷土に誇りと愛着をもち、社会に貢献できる人づくり」が謳われており、河合町の豊かな自然や歴史・伝統文化を活用した教育の推進により、河合町の良さを感じるとともに郷土を愛する心を育み、子どもたちが生涯を通じて「郷土」に愛着と誇りをもち、広く社会の発展に貢献できる人づくりを目指すとしている。そして、基本方針には「文化財の保存と活用」を掲げ、文化財を生み出した郷土の歴史や文化、自然環境を次世代に継承するため価値ある文化財を適切に保存し、保存を前提とした活用を進めるとともに、町民の文化財保護への意識を高めることとしている。

(2) 関連計画

河合町都市計画マスタープラン（平成8年7月策定、平成21年4月改定）

都市計画マスタープラン(正式名称:「市町村の都市計画に関する基本的な方針」)は、都市計画法に定められた法定計画で、都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、個別具体の都市計画の指針として地区別の将来のあるべき姿をより具体的に明示し、地域における都市づくりの課題とこれに対応した整備等の方針を明らかにするものである。都市計画マスタープランは、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(都市計画法第6条の2)や、議会の議決を経て定められた基本構想(総合計画など)に即するとともに、関連する個別計画などと連携することとしている。

「河合町都市計画マスタープラン」の地域別構想では、史跡大塚山古墳群は「第1地域(北)A-2」に位置する。同地域の課題として、大塚山古墳、城山古墳、フジ山古墳、廣瀬神社、長林寺を始め、河川、溜池など多くの地域資源のネットワーク化が望まれるとしている。そして将来の市街地像として「水辺の潤いや丘陵部の緑蔭、農地等も活かした、活力ある水辺の里」を謳っている。同地域の整備計画では、土地利用等の整理・誘導方針として、大塚山古墳を「シンボル景観保全活用地区」に設定している。しかし、本史跡の大塚山古墳以外の古墳については上記地区には入っていない。各古墳本体は史跡として文化財保護法により保護されているものの、周辺地は用途地域としては「第1種住居地域」とされ、住

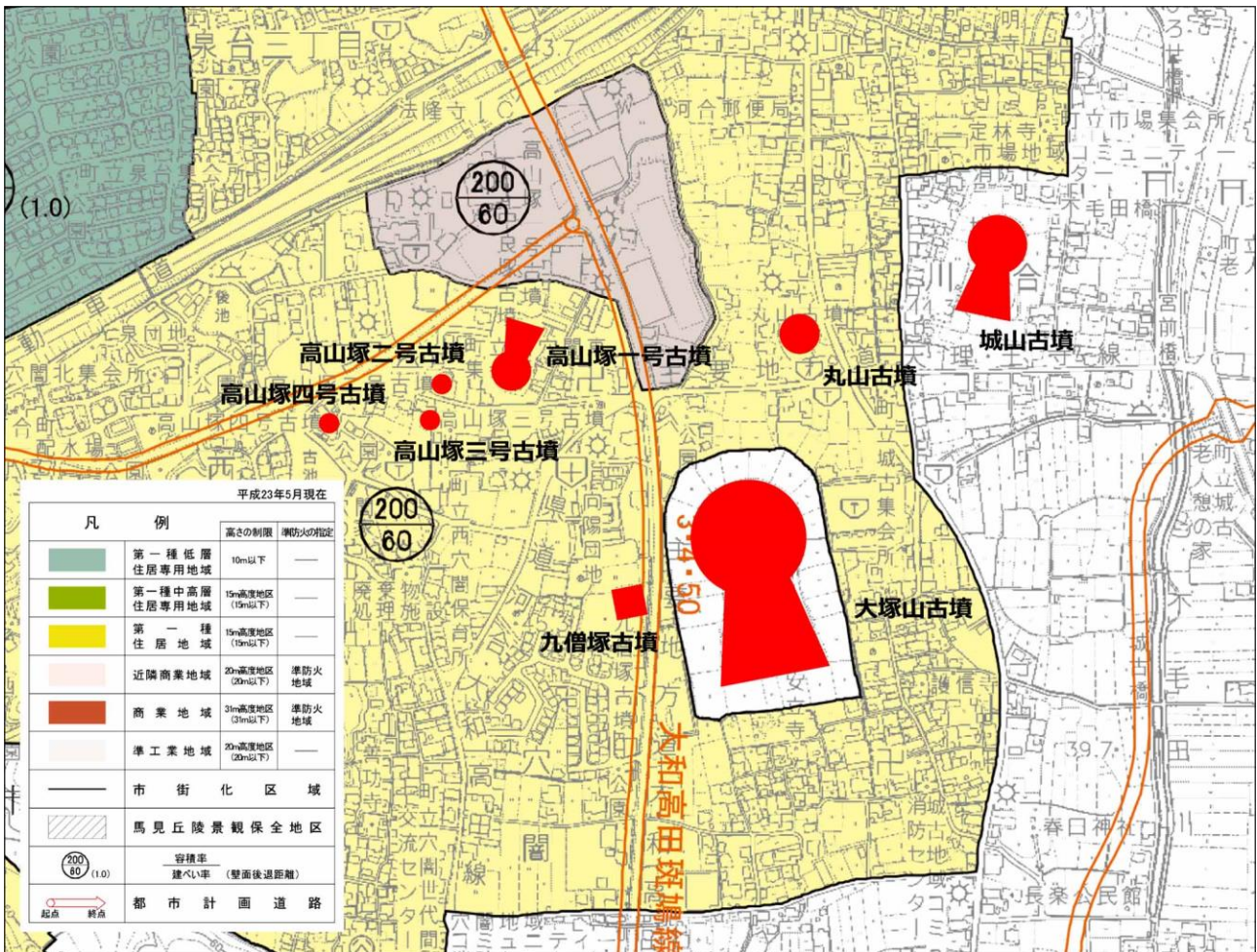


図2 史跡大塚山古墳群周辺の用途地域図

居や一団となった教育・文化・コミュニティ施設等を主体とし、住環境とも調和を図りうるような小規模な生活利便施設等の立地を許容する地区とされている。古墳群である史跡と一体となった景観保全についての配慮が強く望まれるところである。

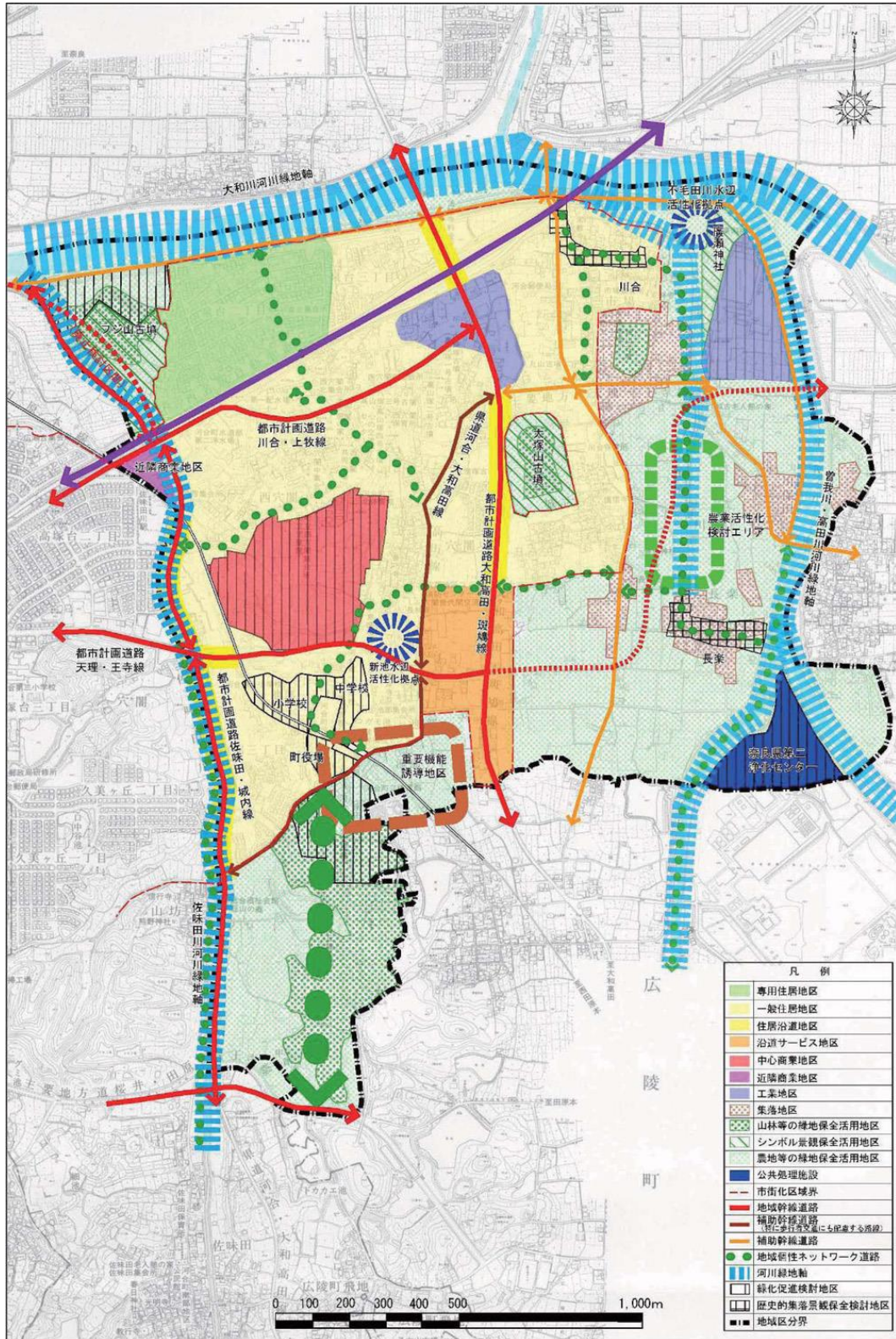


図3 第1地区(北)・A-2 地区別構造図

河合町防災計画（平成 31 年 4 月策定）

本計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき大規模な災害に対処するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事務又は業務の大綱を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、町民の生命、財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的として策定されたものである。

本計画において文化財に関する事項は下記のとおりである。

- 水害・土砂災害等対策
 - ・ 災害予防計画－文化財災害予防計画
 - ・ 災害応急対策計画－文化財災害応急対策計画
- 震災対策
 - ・ 災害予防計画－文化財建造物等の耐震性向上対策、文化財災害予防計画
 - ・ 災害応急対策計画－文化財災害応急対策計画
 - ・ 南海トラフ巨大地震防災対策推進計画－文化財保護対策

なお、史跡大塚山古墳群の指定地内については、砂防指定地（砂防法）、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法）、土石流危険渓流・急傾斜地崩壊危険箇所（土砂災害危険箇所）、地すべり防止区域（地すべり等防止法）、急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）のそれぞれに該当しない。また町の指定する「指定避難場所」及び「指定緊急避難場所」「その他

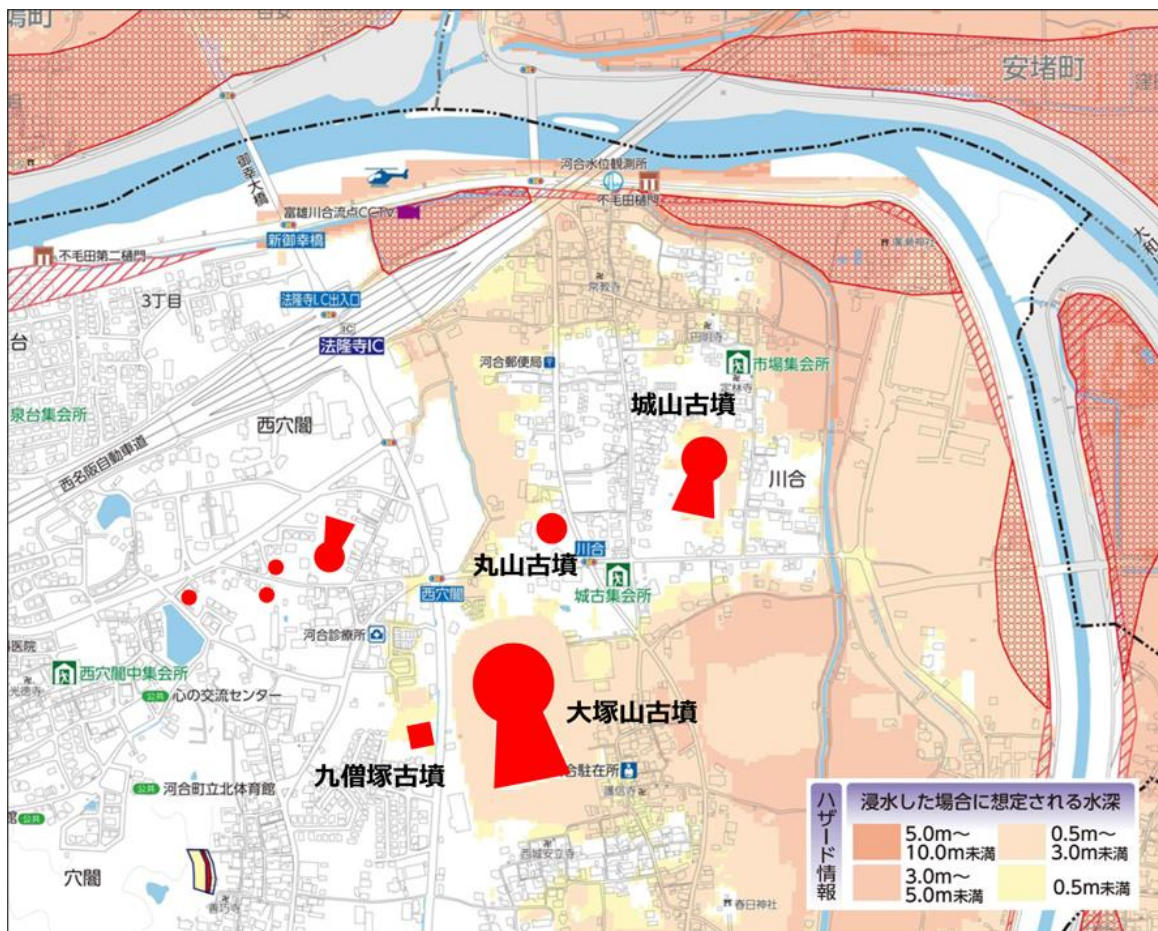


図 4 河合町防災マップ(史跡大塚山古墳群周辺の抜粋)

緊急の避難場所」にも指定されていない。

しかし、『河合町防災マップ』によれば史跡大塚山古墳群の内、大塚山古墳や城山古墳の周濠部、丸山古墳及び九僧塚古墳に隣接する土地の一部については、洪水時に 3m 未満の浸水が想定される地域とされている。

奈良県文化財保存活用大綱（令和 3 年 6 月策定）

平成 30 年(2018)6 月の文化財保護法の改正では、文化財を地域の文化や経済の振興の核として、多くの人々が参画して地域社会全体で確実に未来へ継承する方策を進めることとして、「文化財保存活用大綱」の策定を促した。これを受け奈良県では、県内の文化財の保存と活用の基本的な方針として「奈良県文化財保存活用大綱」を策定した。

現代社会では、過疎化・少子高齢化の進行等、文化財を取り巻く社会状況は大きく変化し、文化財の保存の担い手が減少するなど地域の伝統文化は継続の危機にある。本大綱は、過去から受け継がれてきた魅力あふれる多くの文化財を次世代に確実に継承し、文化財の保存と活用を両輪とした施策を展開するための基本的な方向性を明確化することを目的としている。

本大綱における奈良県が取り組む文化財行政の視点として、「文化財の保存と活用の一体性」「文化財の把握の必要性」「修復等の透明化・標準化」「人材育成」「地域づくり」「持続性のある文化財保護」の 6 点を掲げている。また、市町村への支援の方針や防災・災害発生時の対応、文化財の保存と活用の推進体制についてもその考え方を示している。

史跡大塚山古墳群保存活用計画（令和 5 年 3 月策定）

保存活用計画は、史跡の本質的価値と構成要素を明確にし、史跡の適切な保存管理を行い、次世代へ継承するとともに、史跡の整備活用を推進し、住民が史跡を通して郷土に対する愛着や誇りを育み、地域の活性化に寄与することを目的として策定したものである。史跡を適切に保存・活用していくための基本方針、方法、現状変更等の取扱い基準等を定めた。また史跡を適切に保存・管理・整備・活用し次世代へ確実に継承するための指針について検討し、将来あるべき姿を提示するための方策を示したものである。

史跡大塚山古墳群の保存活用に関する各基本方針は次のとおりである。

○ 保存管理の基本方針

- ・ 史跡大塚山古墳群の本質的価値を確実に保存し、将来にわたり継承することを第一とする。
- ・ 古墳群の立地や景観・緑地としての価値を保全する。
- ・ 地下に埋蔵される遺構についても、史跡と同等の価値を有する遺構がある範囲において、調査成果に基づき追加指定を進める。
- ・ 遺物の保管については、恒久的に安全に保管できる施設の整備について検討を行う。

○ 活用の基本方針

- ・ 継続的な調査研究を行い古墳群の価値を高めるとともに、その成果を保存・整備に活かし、広く周知し公開を行っていく。
- ・ 地域住民や見学者など、あらゆる世代や対象に対して、史跡の価値を様々な形でわかりやすく発信・提供し、それぞれの知的好奇心やニーズを満たすことのできる活用を推進する。

- ・ 地域学習や歴史学習の場として両立を図りながら、地域住民にとって身近で多様な活動が行える快適な場を提供する。
 - ・ 地域のまちづくりの中に位置づけ、観光の拠点としての役割を果たす。
- 整備の基本方針
- ・ 地域住民の生活と調和しながら整備を進める。
 - ・ 遺構の保存を第一に考慮し、発掘調査によって得られた成果に基づき、古墳の歴史的価値が実感できるような整備を段階的に行う。
 - ・ 古墳群の本質的価値の周知及び明示に係る整備について、案内板や解説板等だけでなく、情報発信の方法を幅広く検討していく。
 - ・ 植栽は、憩いの場としての緑地を維持しつつ、遺構の保存や古墳の眺望に障害とならないよう留意しながら、古墳時代の景観を考慮して樹種を選定し、史跡公園としてふさわしい環境を整える。
 - ・ 史跡指定範囲外にあるのが望ましい施設は移転等を検討する。
 - ・ 公園機能としての便益施設等は、史跡の保存や景観に配慮しながら、来訪者の快適性を高めるため、適切な場所に適切な施設を配置する。
- 運営・体制の基本方針
- ・ 地域に根差した包括的な保存・管理と整備・活用を進めるために、下記の点について整備を推進する。
 - ・ 日常の維持管理。
 - ・ 保存、活用、整備、調査研究、周知、公開等の適切な行政事務を行うため、庁内の関係部局との連携体制の充実・強化を図る。
 - ・ 災害時の復旧等を推進するため、内外部の関係機関との連携を強化する。
 - ・ 専門職員の充実等、運営体制を整える。
 - ・ 史跡の保存活用においては、地域の人々が参画できるような体制を整える。

第2章 史跡を取り巻く環境

第1節 地理的環境

(1) 位置

河合町は、東経 135° 44′ 5″、北緯 34° 34′ 23″、奈良県の北西部を占める奈良盆地中央部西寄りにあって、北葛城郡の北部に位置している。東は曾我川を境として磯城郡川西町・三宅町、南は北葛城郡広陵町、西は同郡王寺町・上牧町、北は大和川を隔てて生駒郡斑鳩町・安堵町に隣接する町域 8.23 km²の町であり、県庁所在地である奈良市より約 15 km、大阪の中心部より約 25 kmの位置にある。鉄道は、町域内に JR 大和路線(関西本線)、近鉄田原本線が敷設され、近鉄大輪田駅、佐味田川駅、池部駅の 3 駅があり、天王寺(大阪)、奈良まで約 30~40 分で到達する。道路交通面では、町域内を県道大和高田・斑鳩線、河合・大和高田線等が通過し、西名阪自動車道及び近郊の国道 25 号、165 号などの広域幹線道路に連絡している。



図5 河合町の位置

第2節 自然的環境

(1) 気候

河合町の気候の特徴については、下記のとおりである。なお、観測データは最寄りの気象観測所である奈良地方气象台(奈良市西紀寺町 12 番 1)の平成 3 年(1991)から令和 2 年(2020)までの過去 30 年間のデータを用いた。

① 降水量

月別の平均降水量を見ると、184.1 mm と 6 月が最も多く、52.4 mm の 1 月が最も少ない。また、年間降水量(合計)の平均は 1365.1 mm であった。年間降水量(合計)の変化は、平成 23 年(2011)から令和 2 年(2020)までの 10 年間の平均値は、平成 3 年(1991)から平成 12 年(2000)までの 10 年間の平均値より 174.35 mm 増加している。

また、年間降水量の平均が最も多かったのは高知県の 2666.4 mm で、最も少なかったのは長野県の 965.1 mm である。奈良県は 47 都道府県中 33 番目であり、比較的降雨の少ない土地である。

② 風

年平均風速は 2.2m/s で全般に風は弱い。いずれの気圧配置においても強風の出現は少ないと言えるが、時折、台風や低気圧、前線、季節風を原因とした局地的な強風が見られる。

風向きは、年間を通じて北よりの風が多く、12 月及び 1 月のみ南風が多くなる。

表 1 過去 30 年間の降水量・気温・風向・日照時間・積雪のデータ

要素	降水量	気温			風向・風速		日照時間	雪
	合計 (mm)	平均 (°C)	日最高 (°C)	日最低 (°C)	平均 (m/s)	最多風向	合計 (時)	降雪の深さ
								合計 (cm)
統計期間	1991～ 2020	1991～ 2020	1991～ 2020	1991～ 2020	1991～ 2020	1991～ 2020	1991～ 2020	1991～ 2020
1月	52.4	4.5	8.7	0.8	2.2	南	118.3	1
2月	63.1	5.1	9.9	1	2.3	北北西	120.9	3
3月	105.1	8.5	13.9	3.6	2.4	北北西	157.8	0
4月	98.9	14	19.8	8.7	2.4	北北西	172.9	---
5月	138.5	19	24.9	13.9	2.2	北北東	187.9	---
6月	184.1	22.9	28.1	18.4	2	北北東	138.9	---
7月	173.5	26.8	31.7	23	2.1	北北東	157.4	---
8月	127.9	27.8	33.4	24.1	2.5	北東	202.6	---
9月	159	23.8	28.8	20.1	2.2	北北東	151.5	---
10月	134.7	17.7	22.6	13.5	2	北	149.4	---
11月	71.2	11.8	17.1	7.3	1.7	北	145.3	---
12月	56.8	6.8	11.6	3	1.9	南	132.9	0
年	1365.1	15.7	20.9	11.5	2.2	北	1835.8	5

資料：気象庁 統計地点：奈良市 統計年数：30 年

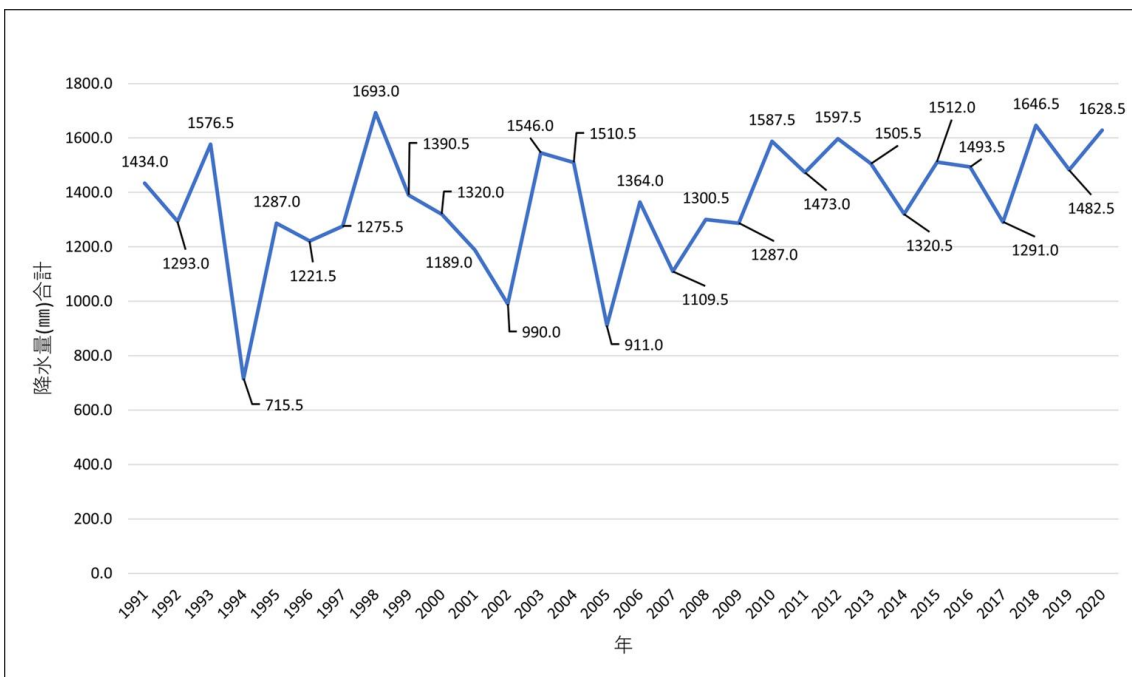


図 6 過去 30 年間の気温の変化資料(気象庁 統計地点：奈良市 統計年数：30 年)

③ 気温

平均気温の最高月は8月で33.4℃、最低月は1月の0.8℃である。盆地であることより、比較的寒暖差が大きい。過去30年の平均気温は15.7℃、日最高気温は20.9℃、日最低気温は11.5℃であったが、令和2年(2020)の平均気温は16.3℃、日最高気温は21.6℃、日最低気温は12.1℃といずれの項目も過去の平均値よりも高くなってきている。この状況はここ数年同じである。

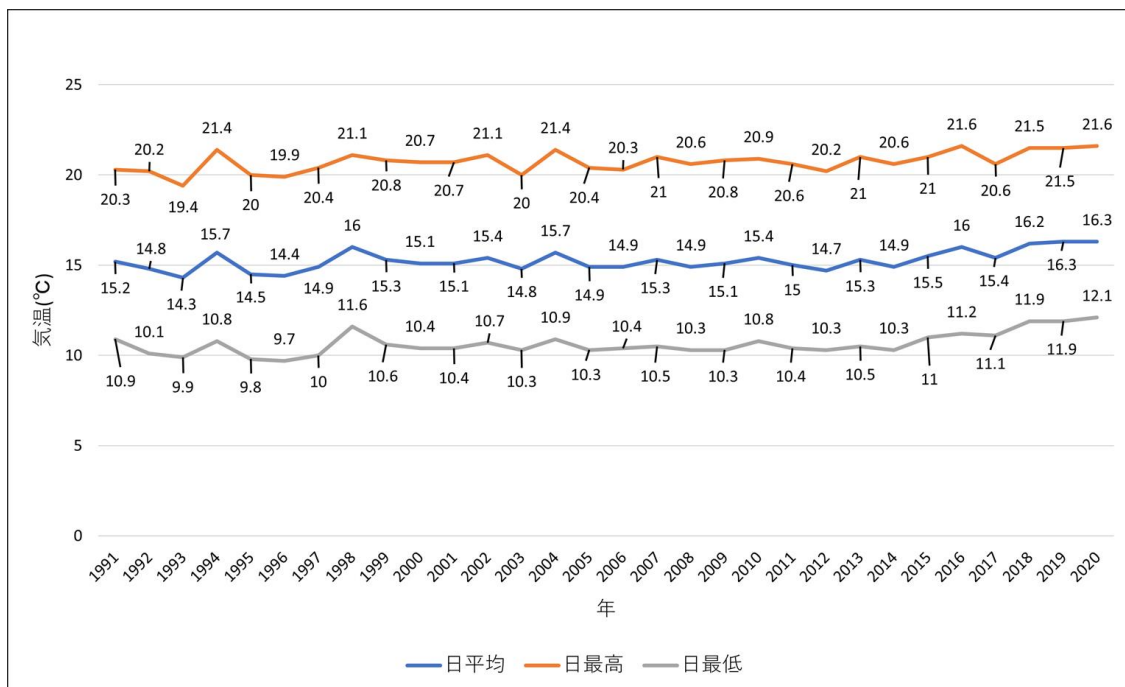


図7 過去30年間の気温の変化(気象庁 統計地点：奈良市 統計年数：30年)

(2) 地形

河合町は、奈良盆地の西部に位置する馬見丘陵の最北端部にある。馬見丘陵は、大和高田市から河合町にかけて南北に広がる標高70~80mの洪積台地から成る丘陵地帯である。

町域の東部は、大和川の支流である曾我川(高田川・葛城川)の氾濫平野となっており、蛇行した旧河道が田畑の区画として残っている。標高は40~45mである。

中央部は馬見丘陵を北流する佐味田川によって開析が進んだ谷となっており、支谷が入り組んだ複雑な地形となっている。標高は南の広陵町との境界付近で約46m、北の大和川との合流点付近で約38mである。

西は丘陵内を開析し北流する葛下川と佐味田川に挟まれた丘陵地である。標高は葛下川沿いの低地が約37m、最高点は中山台の97mである。

史跡大塚山古墳群の立地は、町域北東部の丘陵裾部の微高地上に位置し、標高42~48mを測る。大塚山古墳の東、城山古墳の南は曾我川の旧河道で一段低くなっている。その高低差は約3mほどである。

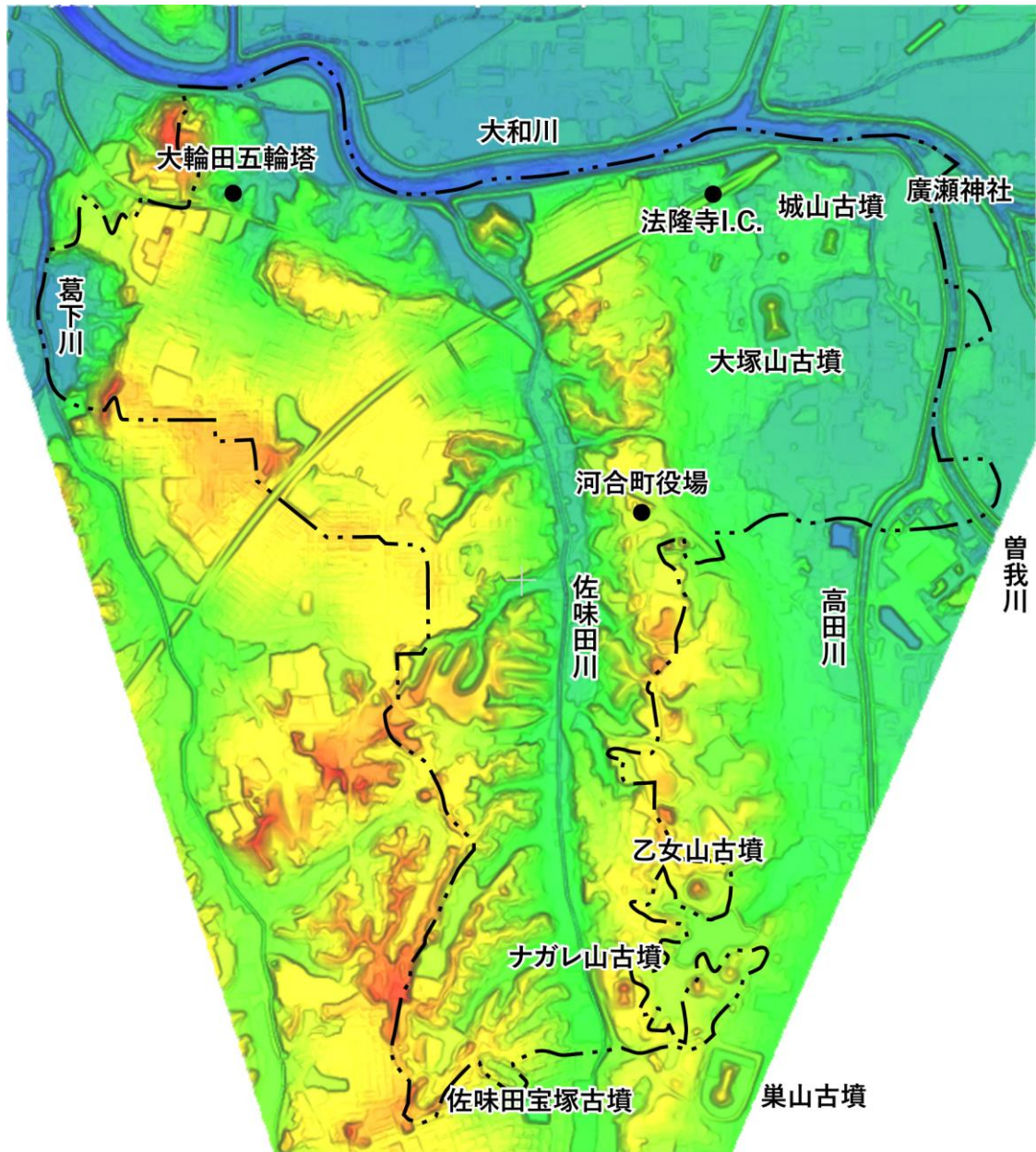


図8 河合町周辺の地形段彩図

(3) 地質

河合町の地質の特徴は下記のとおりである。

- ・ 低地は、新生代第四紀完新世の谷底平野や河川平野堆積物、自然堤防堆積物で被われる。
- ・ 台地は、新生代第四紀更新世の汽水成層ないし海成・非海成混合層、新生代新第三紀中新世の非海成層砂岩・砂岩泥岩互層ないし砂岩・泥岩、新生代第四紀更新世の汽水成層ないし海成・非海成混合層、非海成層、段丘堆積物に被われる。
- ・ 丘陵の北西端部に奈良盆地の基盤を成す領家帯花崗岩類の中生代の花崗閃緑岩、トナール岩が見られる。

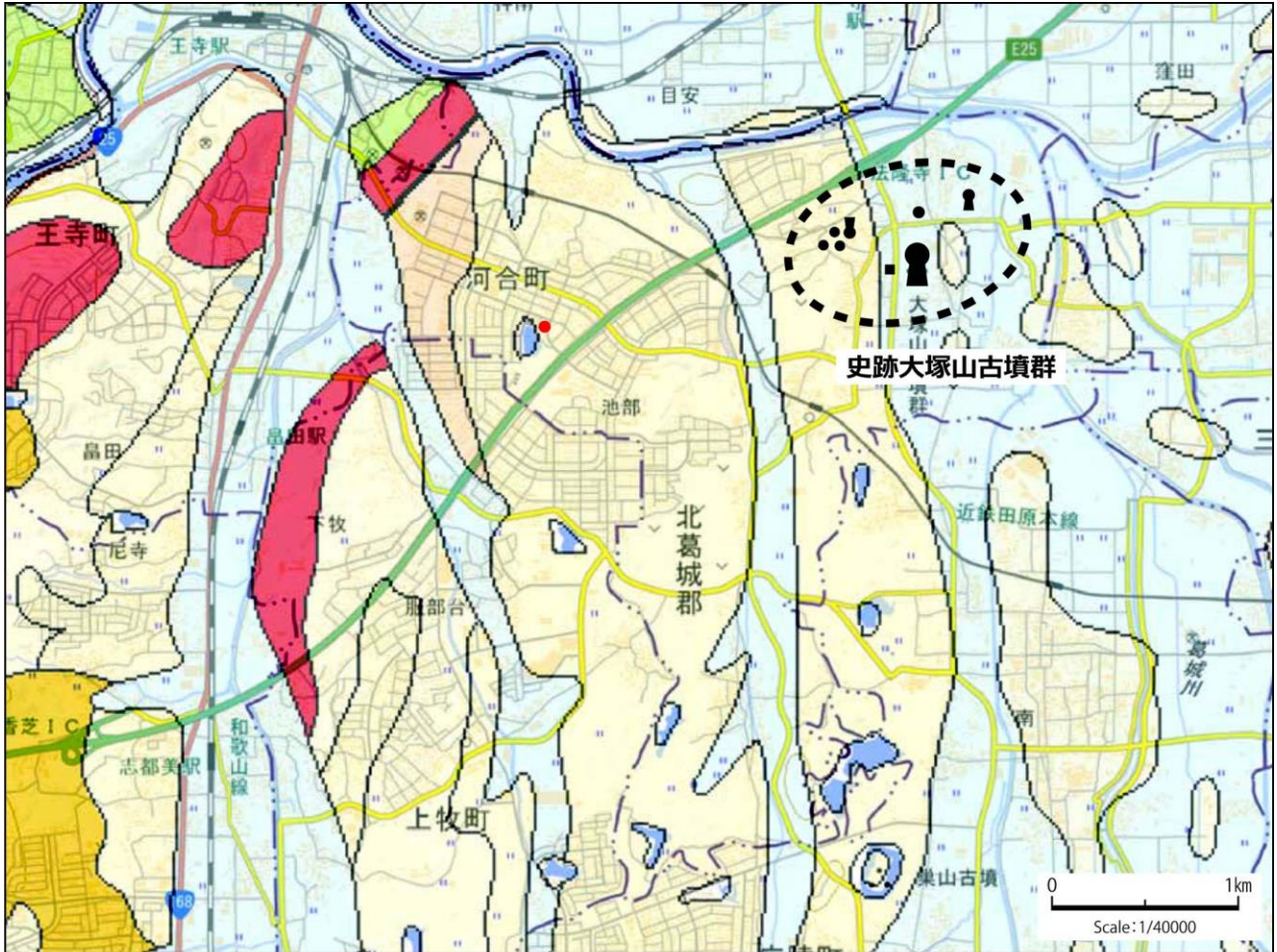


図9 河合町周辺の地質図(地質図 Navi より加筆抜粋)

(4) 植生

河合町の中央から西部に広がるかつての馬見丘陵は「モチツツジーアカマツ群集」や「クヌギ・コナラ群集」といった中部南東部から近畿中央部、四国東部太平洋側の「里地・里山」を代表する二次林が広がり、これらの中に集落が点在し、その周辺においてイチゴやブドウの果樹園が営まれるという景観が広がっていた。しかし、高度経済成長期の昭和40年代(1965~1974)以降の宅地開発によりこれら里地・里山の景観は失われていった。

大塚山古墳群のかつての景観も上記のように里地・里山や集落周辺の耕作地に古墳が点在するものであったと考えられる。昭和56年(1981)に発行された『河合町史』には大塚山古墳の植生が記されてお

り、墳丘は全山クヌギ、コナラなどの雑木林で、後円部にモウソウチクの竹林があるとされている。墳丘上に見られる植物として、クヌギ、コナラ、クリ、ナラガシワ、エノキ、ガマズミ、ニワウルシ、ア

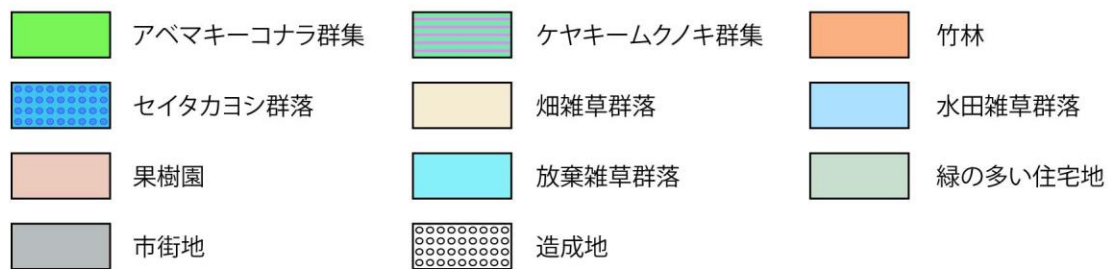
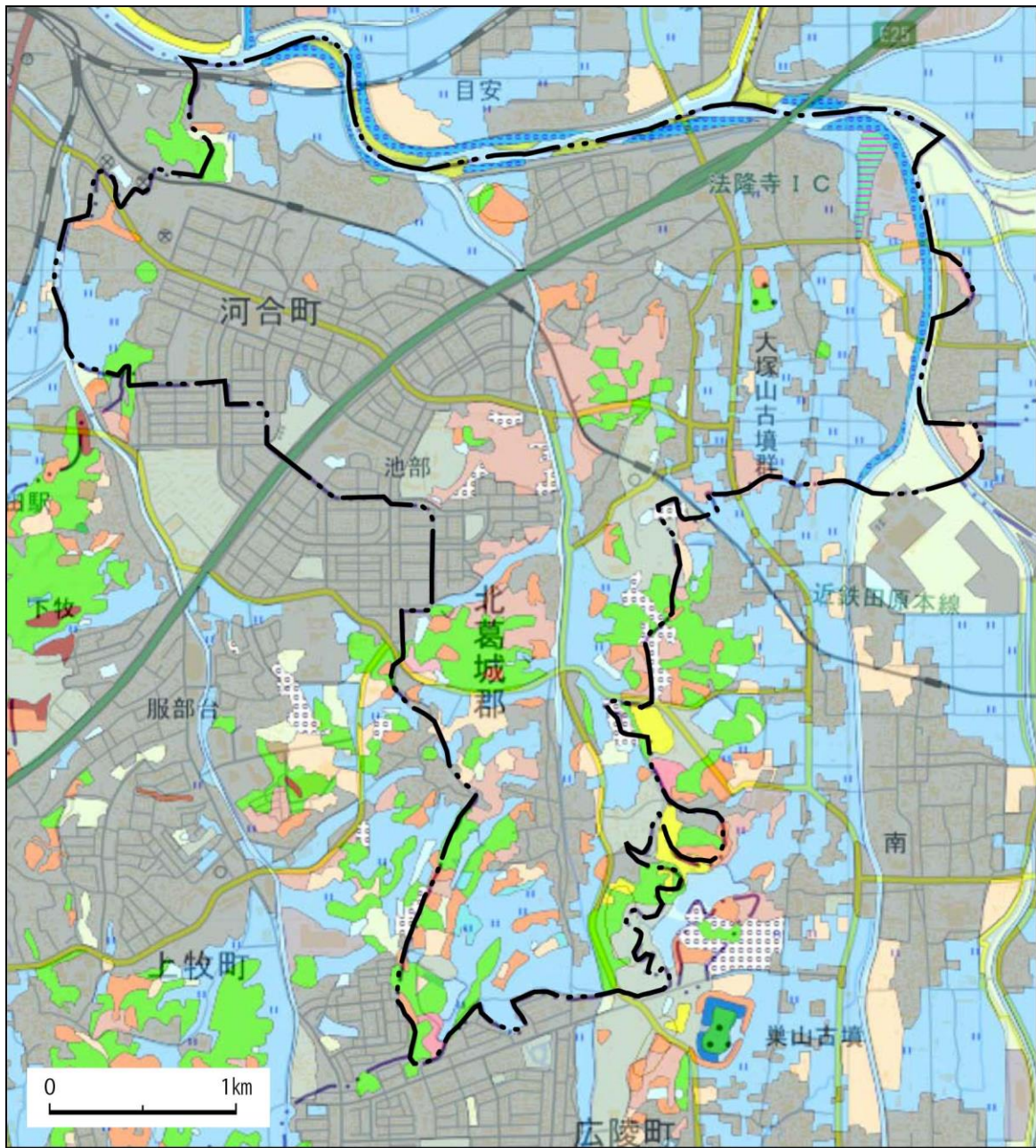


図 10 河合町周辺の植生図(資料：自然環境基礎調査「植生調査」)

カメガシワ、タラノキなどの落葉樹や少量のナナメノキ、シャシャンボなどの常緑樹も見られる。蔓性植物にはフジ、樹下にはネザサが全山を覆っている。ススキ、セイタカアキノキリンソウなども繁茂している。これらは馬見丘陵において主に見られる植物類であるとしている。大塚山古墳群の他の古墳についても恐らくかつてはこのような植生を成していたと思われるが、集落に近いこともあり耕作地としての開墾がなされるなど、その様相も変化していったものと思われる。現在では、大塚山古墳は『河合町史』に記された植生と変わらないが竹林の範囲が墳丘全体に広がっており、樹木類が相当駆逐されているようである。城山古墳は集落に近いこともあり開墾され耕作地となっている。墳丘は耕作地の荒廃放棄が進み、草木が繁茂してきている。丸山古墳は、樹木は見られないが、全体が雑草で覆われている。高山塚一号古墳、二号古墳、三号古墳、四号古墳は教育委員会事務局により定期的な草刈りなど管理がなされている。

第3節 歴史的環境

(1) 河合町の歴史

【旧石器以前】

大正14年(1925)に当時の穴闇西山のブドウ畑の開墾中、シガゾウの門歯(牙)の化石が発見されている。この化石について、今から130万年～140万年前のものとして推定されている。出土した場所については現在の高塚台で、旧河合第三小学校の南側に位置している。他にも河合町で5箇所、上牧町で2箇所からシマカシフゾウ等の大型動物化石が出土している。現在、奈良県立橿原考古学研究所附属博物館に保管されているシガゾウ・シカマシフゾウの化石については、奈良県指定文化財(天然記念物)に指定されている。



図11 旧ゾウの化石(佐味田地区出土)

【旧石器時代】

旧石器時代のものが見つかった主要な遺跡として馬見二ノ谷遺跡とフジ山遺跡が挙げられる。

本町山坊に位置する馬見二ノ谷遺跡は後期旧石器時代の遺跡である。平成14年(2002)・平成15年(2003)の発掘調査において、2箇所の谷に周囲から流れ込んだ土砂からおよそ6,500点にのぼる石器類が出土している。谷に接する尾根上の平坦部に石器作りの場所があったことは間違いない。石器のほとんどは二上山周辺で採れるサヌカイトを素材として作られており、遺跡の時期としてははっきりと示すものは少ないが旧石器時代の終わりに近い約15,000～16,000年前の可能性が考えられる。



図12 フジ山遺跡鳥瞰写真とナイフ形石器

本町の北側、佐味田川と大和川の合流点に位置するフジ山遺跡は、丘陵地の東側山頂部付近で旧石器時代のナイフ形石器や剥片が採取されている。

【縄文時代】

大塚山古墳の東側に位置する宮堂遺跡は、平成6年度(1994)の発掘調査により縄文時代晩期の縄文土器の破片が数点と多数の石器が出土している。その他、石器を作るための原石や石核・剥片も多量に出土しており、集落等が営まれ石器作りが行われていたと考えられる。石器については二上山付近で採れるサヌカイトで作られている。また宮堂遺跡の南側に位置する長楽遺跡では、縄文時代後期の土器や石器が出土し、北側の宮堂遺跡より前段階の遺構の存在が窺える。大塚山古墳の西側に位置する九僧塚古墳からも縄文土器・石器が出土している。



図 13 馬見二ノ谷遺跡現況

【弥生時代】

町内で弥生時代の集落跡が確認されているのは舟戸・西岡遺跡のみである。古くから弥生土器や石包丁が採取され、弥生時代の遺跡であることは認識されていたが、舟戸山山頂部で農作業中に偶然弥生土器が多数出土したことや、その後の発掘調査で弥生時代後期の住居跡が検出されたことから、高地性集落が築かれていたと考えられる。東側平坦部では弥生時代から奈良時代の遺物が出土し、掘立柱痕が検出されている。そのことから弥生時代以降、連綿と集落が営まれていることがわかる。

【古墳時代】

本町とその南側に位置する広陵町・大和高田市・上牧町・香芝市にまたがるように馬見丘陵があり、そこには多くの古墳が造られた。その丘陵の名前から馬見古墳群と呼ばれ、本町の古墳はその中の中央群と北群に位置する。大塚山古墳群については北群の範囲に入る。

馬見古墳群中央群は、古墳時代前期後半の別所下古墳・ナガレ山北3号墳の築造から始まり、ナガレ山古墳・乙女山古墳等の古墳が大小合わせて30基以上確認されている。また中央群から外れる位置にあるが、本町南端の丘陵地に佐味田宝塚古墳があり、そこから出土した家屋文鏡は、古墳時代の建造物研究の基礎資料として取り上げられている。

北群は馬見古墳群中央群の大型前方後円墳の位置から離れた本町川合付近に築かれている。古墳時代中期後半の大塚山古墳が築かれ、中良塚古墳、城山古墳と築造が続く。立地が奈良盆地の低平地



図 14 史跡乙女山古墳全景

にあり、また大和川が合流する地点に位置することから、被葬者は大和川の水運を治めていた人物と考えられる。またこのような立地条件から馬見古墳群中央群とは別系譜とみている。大塚山古墳東側の微高地に位置する宮堂遺跡では、大塚山古墳の築造に先行する時期の竪穴住居跡が確認されており、遺物についても土師器等が出土している。大塚山古墳や城山古墳が造られた時期に、これらの古墳を造った人々が生活していた集落があったと考えられる。宮堂遺跡の南側の長楽遺跡では、小規模な方墳2基が検出され、古墳群の東側に小規模古墳が継続して築造されていたと考えられる。また、前期の埴輪片も出土しており、大塚山古墳群に先行する古墳もあったと考えられる。

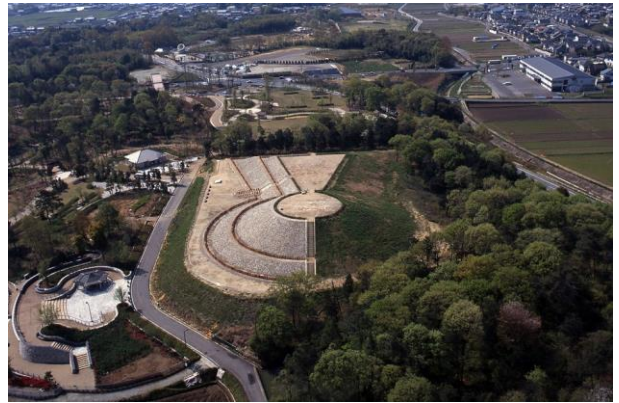


図15 史跡ナガレ山古墳全景

他に町内では、古墳時代後期～終末期にかけて池部三ツ池古墳群や佐味田石塚古墳群の築造がみられる。

【飛鳥時代～古代】

大塚山古墳群の東側に位置する宮堂遺跡には、飛鳥時代の集落跡があったと考えられるほか、大塚山古墳群の西側の穴闇には長林寺が創建される。聖徳太子による創建と伝えられており、昭和62年(1987)と昭和63年(1988)の発掘調査により、金堂跡基壇の痕跡などから斑鳩の法起寺と同じ伽藍配置であったことが分かっている。また、出土遺物は飛鳥時代～奈良時代にかけてのものを中心に多量の瓦類が出土している。その中には『長倉寺瓦』と書かれた奈良時代の瓦が出土しており、古代では長倉寺と呼ばれていたとされる。

また、長林寺跡より南の位置に池部三ツ池古墳群があり、6世紀後半から7世紀前半にかけて形成さ



図16 長林寺跡出土文字瓦
(町指定文化財)

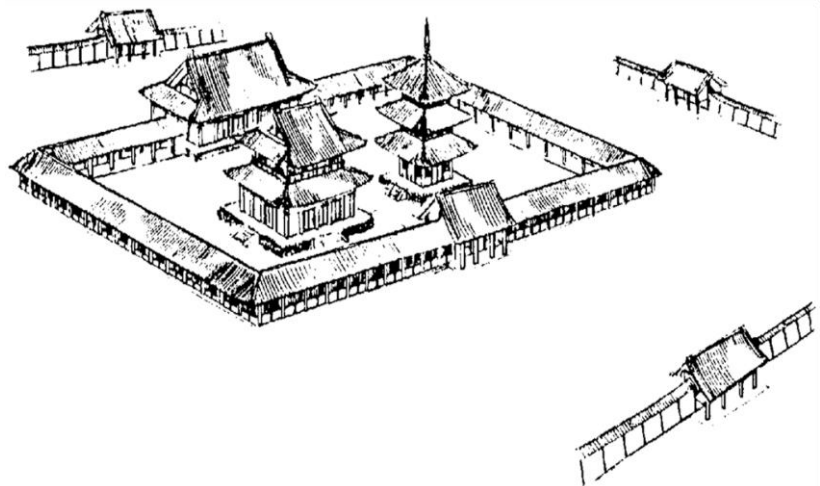


図17 長林寺跡伽藍想定スケッチ

れていることから、この古墳群の被葬者が長林寺の創建に深く関わっているものと思われる。

大塚山古墳群の北東側に位置する廣瀬神社は、実際の創建年代は不明であるが、社伝では崇神天皇の時代に創建されたと記されている。また史料では『日本書紀』天武天皇 13 年(684)に天武天皇が神社に行幸されたと記されている。

河合町の西側に位置する薬井瀧ノ北遺跡では、長屋王邸所用の瓦を焼成した瓦窯跡が発掘調査により確認されている。この薬井地域は長屋王家の『片岡御園』の範囲内にあたるとされ、ここから蔬菜(そさい)類を進上していたと長屋王邸跡出土の木簡に記されている。

宮堂遺跡の南側に位置する長楽遺跡には、平安時代以降の文献に現れる「小東荘(こひがしのしょう)」といわれる荘園があったとされ、実際に発掘調査で平安時代の帯の飾りである石帯の丸軋が出土している。



図 18 長楽遺跡出土丸軋

【中世】

大塚山古墳東側の居場垣内遺跡や城山古墳の北側に位置する市場垣内遺跡は、環濠を持った屋敷が形成されていたとみており、実際に発掘調査によってその形跡を確認している。また大塚山古墳や城山古墳の墳丘を、河合城・川合城の砦として用いられていたとも伝えられている。



図 19 市場垣内遺跡出土遺構

【近世】

江戸時代、本町の地域には薬井村・大輪田村・城内村・穴闇村・川合村・長楽村・池部村・山ノ坊村・佐味田村の 9ヶ村あり、大半は郡山藩の領地であった。また、大塚山古墳より北の大和川沿岸に、舟運の船着き場・荷上場として「川合浜」が整備される。船着き場の位置が異なる可能性はあるが、川合浜の前身となる川港があったといわれている。



図 20 川合の町並み

【近現代】

明治 20 年代(1887~1896)までは大和川の舟運を利しての農業が一層盛んになり、イチゴ、スイカ、サツマイモ、ブドウ等の商品作物が積極的に導入され、県下でも有数の農業地域として推移していく。また、大正 7 年(1918)に大和鉄道(現在の近鉄田原本線)が開通して以降、徐々に本町の市街化が進展していった。昭和 40 年(1965)頃から西名阪自動車道の開通と前後して西大和ニュータウンなど

の住宅団地の建設が進むにつれ、農業の生産活動は低迷し、近年、住宅を主体とした町となっている。明治以降の行政沿革は、明治 22 年(1889)に 13 大字からなる河合村が誕生し、明治 24 年(1891)には 沢・大野・寺戸が広陵町へ分離した。その後、昭和 40 年 (1965)以降の急激な人口増を経て、昭和 46 年 (1971) 12 月 1 日より町制を施行し現在に至っている。

第 4 節 社会的環境

(1) 人口

河合町の令和 5 年(2023)3 月 31 日時点の人口(住民基本台帳上の数値)は 16,986 人、世帯数は 7,957 世帯である。

総人口・年代別人口の推移については、下記の図のとおりである。令和 2 年(2020)の国勢調査の結果を見ると老年人口割合は奈良県全体と比べて高く、年少人口割合及び生産年齢人口は低い。また、総人口については、令和 2 年(2020)と比較して令和 7 年(2025)に 94%、令和 17 年(2035)に 79.6%、令和 27 年(2045)には 65.5%と減少することが推計されている。(※ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」より)

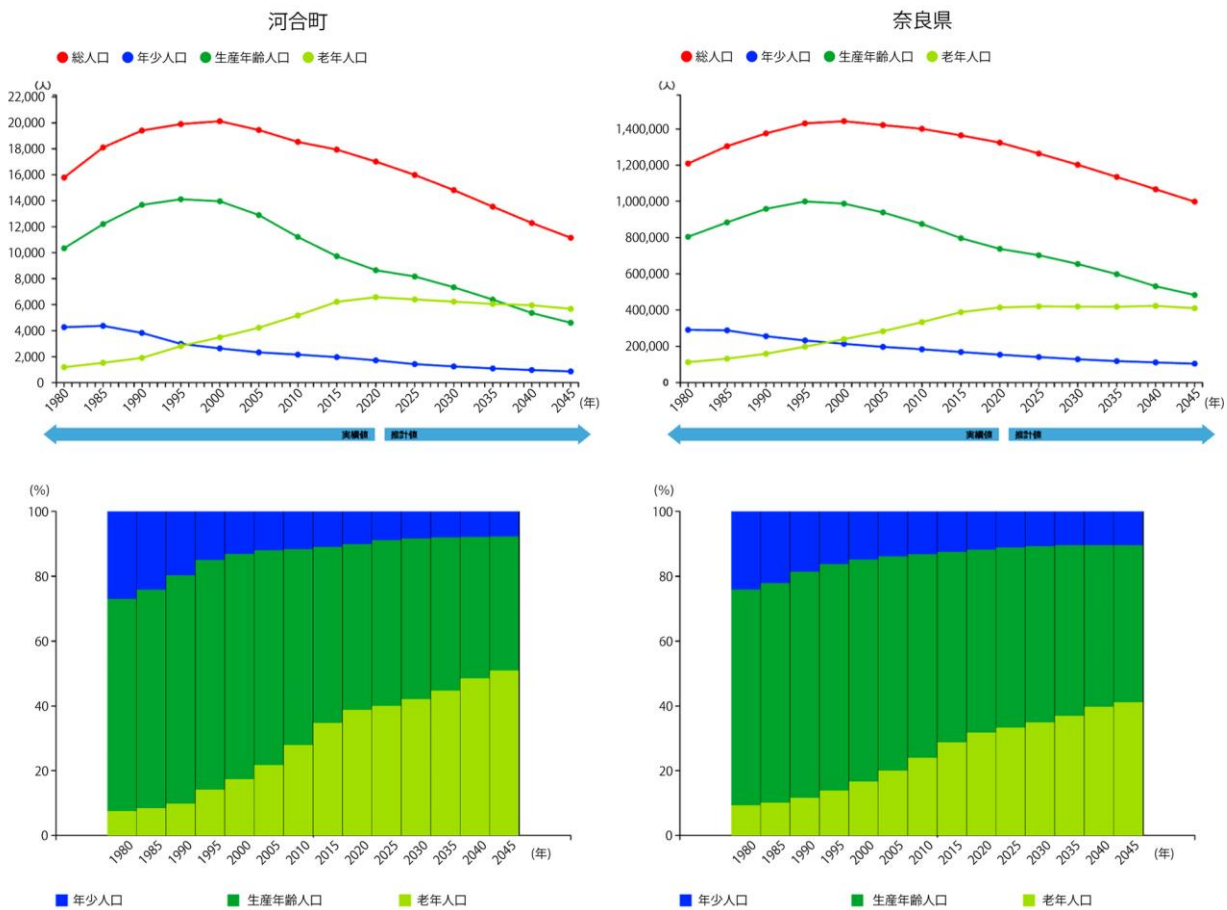


図 21 総人口及び年代別人口の推移(河合町・奈良県)
(出典：RESAS-地域経済分析システム〔内閣府-経済産業省〕一部加筆)

(2) 土地利用

河合町の総面積は 823.0ha である。土地利用の状況は、市街化区域が約 341.9ha(41.3%)、特定保留区域が約 10.8ha(1.3%)、市街化調整区域が約 474.3ha(57.4%)となっており、全体の約 4 割が住宅や商業地、工業用地として活用されている。また、豊かな自然環境や歴史的風土が形成される区域、また農用地などである市街化調整区域は全体の 6 割弱であり、町域の半分以上を占めている。都市計画マスタープランには、「豊かな自然や歴史ある町の特徴を活かしつつ、“ゆとり”や“潤い”を身近に感じながら、より質の高い都市生活を送ることのできる地域づくり」を目指すとしてあり、自然環境の豊かな地域と居住区域の両立を目指した土地利用の計画となっている。

(3) 産業

河合町に所在する企業数を見ると、「卸売業・小売業」が 72 社(21.6%)と最も多く、次に「医療・福祉」が 46 社(13.8%)、「製造業」が 41 社(12.3%)と続く。ただし、「医療・福祉」及び「製造業」については全国や奈良県と比較しても比率は高く、この地域の特徴とも言える。就業者数についても、第 3 次産業への就業者数が圧倒的に多い。直近の調査データ(出典：国勢調査)である平成 27 年度(2015)の結果を見ても、全国平均が 67.2%であるのに対し河合町は 71.7%と全国を上回っている。

「製造業」の内訳としては、「その他の製造業」が 10 社(24.4%)と最も多く、次に「食料品製造業」が 7 社(17.1%)、「プラスチック製品製造業」が 6 社(14.6%)と続く。「食料品製造業」については、川西町や広陵町、三宅町、上牧町など隣接する自治体では一桁台と下位にランクされるのに対し 2 番目に多いのも特徴的である。奈良県で最も多い「繊維工業(19.3%)」は、河合町では 12.2%と 4 番目である。

(※ 出典：RESAS-地域経済分析システム〔内閣府-経済産業省〕)

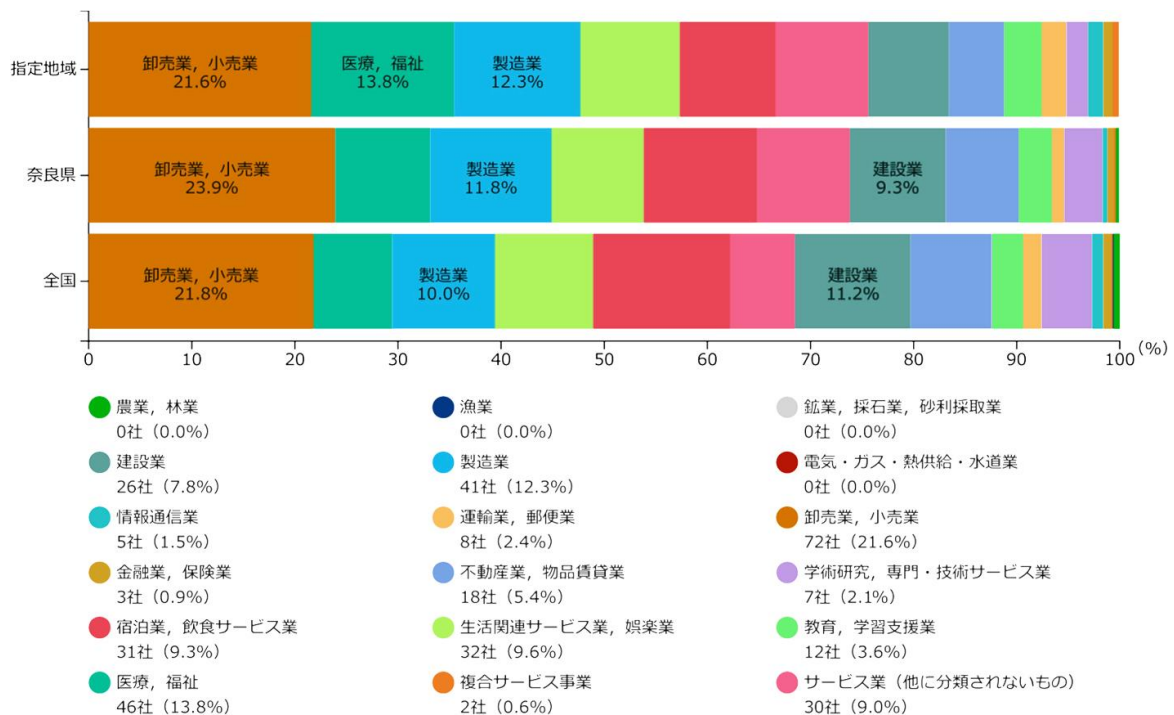


図 22 河合町の産業構造(出典：RESAS-地域経済分析システム〔内閣府-経済産業省〕一部加筆)

第3章 史跡大塚山古墳群の概要及び現状と課題

第1節 史跡大塚山古墳群の指定の状況

(1) 史跡指定告示

○ 昭和31年 文化財保護委員会告示第75号(※ 当該部分抜粋)

文化財保護法(昭和25年法律第214号)第69条第1項の規定により、次のとおり指定する。

昭和31年12月28日

文化財保護委員会委員長 河井 彌八

種別	名称	所在地	地域
史跡	大塚山古墳群 大塚山古墳	奈良県北葛城郡河合村 大字川合字大塚山	947番、948番ノ1、948番ノ2、949番から960番まで
		同池田	941番から945番まで、946番ノ1、946番ノ2、961番ノ1から961番ノ3まで、962番ノ1から962番ノ3まで、963番ノ1から963番ノ3まで、964番から973番まで、980番ノ1、980番ノ2、981番から987番まで
	城山古墳	同字城山	535番から547番まで
		同字山ノ間	491番ノ1、491番ノ2、534番、548番から556番まで、557番ノ1、557番ノ2、558番、559番
	高山塚一号古墳	同大字穴闇字中良塚	211番ノ1、212番、219番、220番
		同字尼垣内	221番
	高山塚二号古墳	同字中良塚	215番
	高山塚三号古墳	同字畑前	168番
	高山塚四号古墳	同	155番
	九僧塚古墳	同字松ノ下	76番
	丸山古墳	同大字川合字丸山	888番
			右地域内に介在する道路敷及び水路敷を含む。

※ 内容は官報告示の表記のまま。ただし横書きに編集。

種別：史跡

名称：大塚山古墳群

大塚山古墳

城山古墳

丸山古墳

高山塚一号古墳

高山塚二号古墳

高山塚三号古墳

高山塚四号古墳

九僧塚古墳

指定基準：二 貝塚・集落跡・古墳その他この類の遺跡

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準(昭和 26 年 5 月 10 日文化財保護委員会告示第 2 号、平成 7 年 3 月 6 日一部改正文部省告示第 24 号)による。

所在地：奈良県北葛城郡河合町大字川合 941 番地 外 96 筆 (※ 現在の表示による)

指定方法：地番指定

指定面積：64,251.69 m²(※ 登記簿面積)

管理団体：河合町(昭和 33 年 9 月 20 日文化庁告示第 66 号)



図 23 大塚山古墳群周辺の航空写真(昭和 36 年 9 月国土地理院撮影)

(2) 指定説明文

馬見丘陵の東北につづく低丘陵端に存する古墳群であり、大塚山古墳はその主体をなしている。ほぼ南面する前方後円墳で主軸の長さ約 190m を有する壮大な墳丘をなし、三段築成より成る。堀の跡をとどめ、保存の状態も良好である。附近に九僧塚古墳、城山古墳、丸山古墳、高山塚古墳等がある。九僧塚古墳は大塚山古墳の西方に接して存し、一辺の長さ約 30m を有する二段築成の方形墳である。城山

古墳は大塚山古墳の東北約 300m の地にあり、南面する前方後円墳で主軸の長さ約 90m を有し、墳土は二段に築成され、堀の跡をとどめている。その南方約 150m の地に丸山古墳と称せられる円墳がある。高山塚もまた大塚山古墳の西北方約 160m をへだてて存し東北に面する前方後円墳で主軸の長さ約 80m を有し、二段築成よりなり、堀の跡を存する。附近に三基の小円墳がある。

これらの古墳は、宏壯な封土を有する大塚山古墳を中心として分布しており、前方後円墳、方墳、円墳等より成り、大和地方における古墳群の一示例として学術上重要な存在をなすものである。

文化庁「国指定文化財等データベース」より

第 2 節 史跡大塚山古墳群の概要

大塚山古墳

大塚山古墳群の中心的な古墳で、奈良県下でも有数の大型前方後円墳である。全長約 197m、後円部径約 108m、後円部高約 15.8m、前方部幅約 110m、前方部高約 16.4m の規模を有し、前方部を南に向けている。また、墳丘の周囲には周濠が巡っていることが現在の水田の地割りで明瞭に観察され、幅はくびれ部で約 49m、後円部北側で約 35m、前方部南側で約 39m を測る。

周濠を取り巻く周堤部分は後世の開墾による削平を受けているが、地割りに痕跡を留めている部分もある。北西側では、周堤本体は県道により破壊されているものの、県道より西側で部分的に遺存している。東側は現在の住居部分が周辺より高く、周堤上に住居が建てられている状況が窺える。これらの状況から周堤の幅はおおむね 20m 程度である。



図 24 大塚山古墳



図 25 大塚山古墳 CS 立体図

さらに、平成9年度(1997)の調査で、北西側の周堤の外側に幅約15mの溝状遺構が存在することが明らかになっている。この遺構の西側上端は、平成8年度(1996)の発掘調査で検出した九僧塚古墳東側裾部に合致する。また、大塚山古墳の東側で現況の道路が屈曲する部分があり、九僧塚古墳の位置に対応する。このことから、大塚山古墳の主軸に対して左右対称の位置に同規模の墳丘があった可能性があり、九僧塚古墳が大塚山古墳と有機的なつながりをもつ古墳であったことが言える。つまり、九僧塚古墳は人体埋葬のための独立した古墳であるというより、大塚山古墳に伴って造られた鉄製品等の副葬品埋納用の墳丘であるとも考えられ、大塚山古墳の一部と位置づけることができよう。

大塚山古墳の墳丘の遺存状況は良好で、3段に築成されている状況が観察できるが、東側くびれ部1段目は畑として開墾されており、この部分で若干墳形が乱れている。現在、後円部は竹林、前方部の大部分は雑木林であるが、年々竹林が広がってきており、遺構の保存に重大な影響を与えつつある。

後円部頂上には窪地があり、周辺に石材が散乱していることから、内部主体は竪穴式石室であったと思われる。また、明治41年(1908)の大演習に際して明治天皇の本部が置かれたこともあり、墳頂部はかなり削平されているようである。前方部墳頂部には前述の明治天皇の記念碑が建てられている。

遺物として、埴輪と土師器が知られている。埴輪は円筒埴輪の他、朝顔形・家形・蓋形がある。後円部1段目で直径10cmの円筒に小型の盾を取り付けた埴輪が採集されており、家形埴輪の円柱部分と推定されている。

円筒埴輪の中には船の線刻が施されたものがある。3隻の船が縦に並んだ状態で描かれており、船の形状から外洋も航行できる準構造船を思わせるもので、古墳の立地と併せて被葬者が大和川の水運に関わっていたことを想起させる。また、かつては後円部墳頂で石室が開口しており、勾玉等が散布していたと言われている。土師器は後円部墳頂で採集されたもので、須恵器の坏及び高坏を模倣したもので、赤彩が施されている。その他

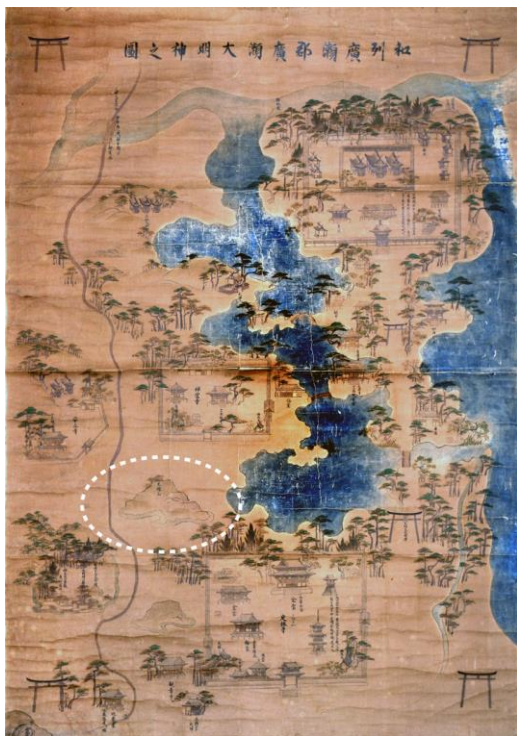


図27 『和州廣瀬郡廣瀬大明神之圖』



図28 絵図に描かれた大塚山古墳(白破線内)



図26 円筒埴輪(船線刻)

にも西側周堤外で人物埴輪の左腕が出土している。

大塚山という地名は、廣瀬神社に伝わる『和州廣瀬郡廣瀬大明神之圖』に「王塚山」と記されている。この絵図の成立年代は不詳であるが、室町時代～江戸時代前期のものと考えられており、その時期には「王塚山」と呼ばれていたことがわかる。さらに、明治3年(1870)の川合村の絵図には「王墓山」と記されている。また、現在、大塚山古墳の南東に護信寺という寺があるが、この寺の山号は「星陵(せいりょう)山」といい、大塚山古墳の性格を考える上で非常に興味深い。

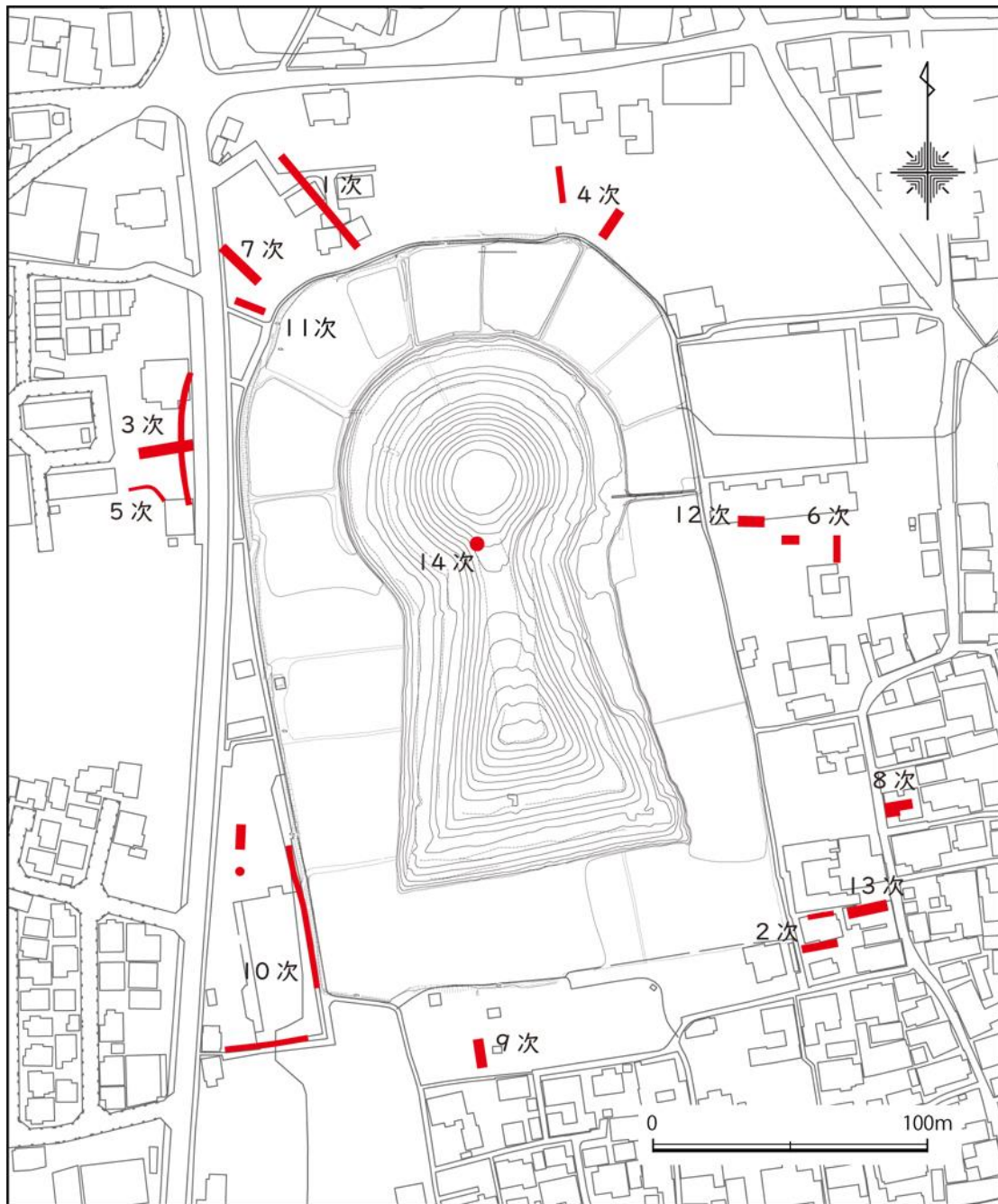


図 29 大塚山古墳トレンチ位置図

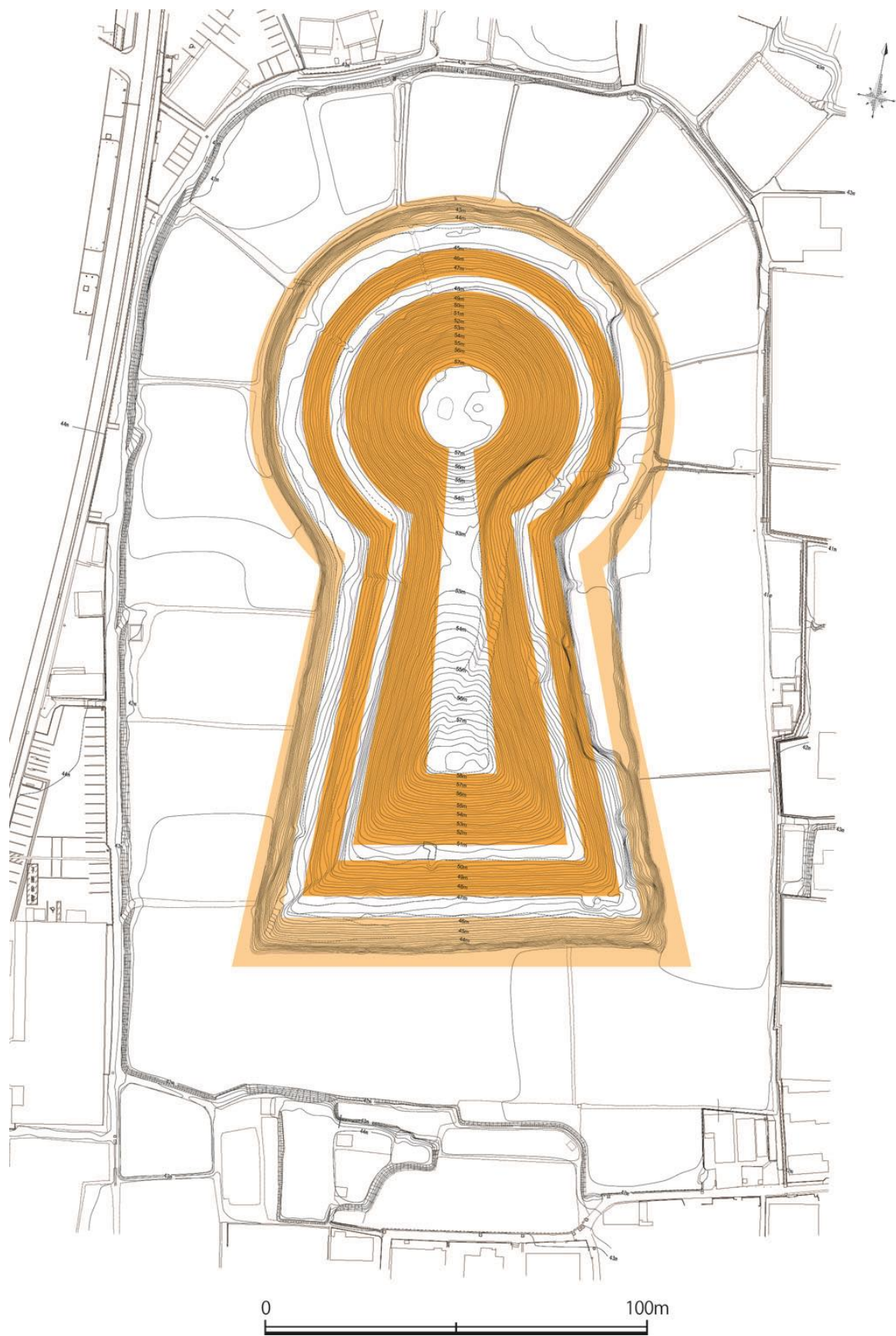


图 30 大塚山古墳復元図

城山古墳

大塚山古墳群中最後に造られたと考えられる古墳で、古墳時代後期の初め頃と考えられる。同時期では奈良県下でも有数の大型前方後円墳である。全長約 109m、後円部径約 60m、後円部高約 10m、前方部幅約 73m、前方部高約 10m の規模を有し、前方部を南に向けている。また、現在は水田になっているが、周濠が巡っていることが明瞭に観察され、幅がくびれ部で約 25m、後円部北側で約 18m、前方部南側で約 20m を測る。しかし、この周濠は後円部側で拡張された部分があり、本来の形であるかどうかは不明である。墳丘には埴輪が巡り、葺石が施されていたと思われる。

埋葬施設は不明であるが、地元の話では、かつては石室が開口していたようで、その構造は横穴式石室を連想させる。



図 31 城山古墳



図 32 城山古墳 CS 立体図

高山塚一号古墳(中良塚古墳)

大塚山古墳の北西に位置する前方後円墳で、全長約 88m、後円部径約 45m、後円部高約 6.5m、前方部幅約 50m、前方部高約 6.5m を測る。大塚山古墳・城山古墳とは向きが異なり、前方部を北に向けている。墳丘は全面が開墾されており、後円部上段は大きく抉られている。段築は 2 段で、円筒埴輪列が巡り、葺石が施されている。周濠は西側で遺存しており、幅約 14m を測る。他の部分では現状で宅地になっており、家屋や倉庫が建てられている。外堤は判然としないが、周濠部や周濠外側隣接地での発掘調査の結果、本来は外堤があり既に上面は削平されたと考えられる。

大塚山古墳群のなかでは採集されている埴輪の量がもっとも多く、円筒埴輪の他、朝顔形埴輪・家形埴輪・盾形埴輪・蓋形埴輪がある。

地元では「中良塚」と呼んでいるが、これは「なぐらづか(穴闇塚)」の転訛と考えられる。



図 33 高山塚一号古墳

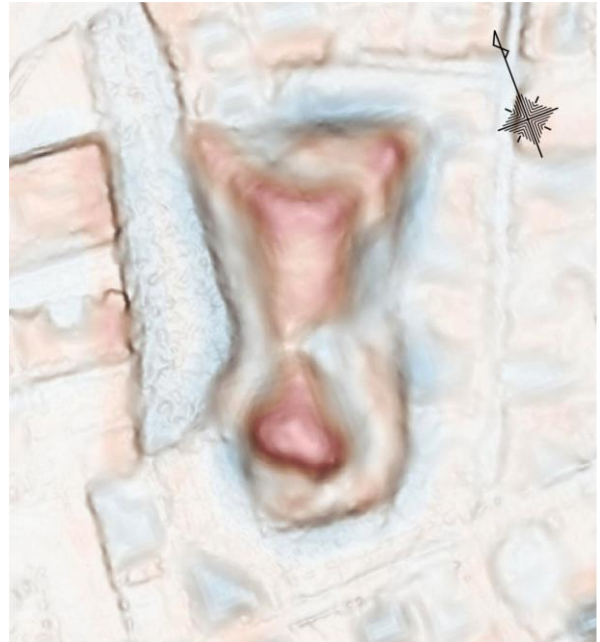


図 34 高山塚一号古墳 CS 立体図

高山塚二号古墳(高山 2 号墳)

高山塚一号古墳(中良塚古墳)の西側に隣接する円墳。現状では東西 16m、南北 18m、高さ 3m であるが周辺の発掘調査によって、幅約 6m の周濠が確認され、本来は直径約 35m 程度の円墳であったと推定される。

墳丘の西側は崖状を呈していたが、平成 6 年度(1994)に崩壊防止のために若干の盛土を施し、芝生を張っている。その際、崖面を調査したが、砂質土で核になる墳丘を造り、その後、全体を粘質土で覆うように墳丘を構築している。また埋葬施設は既に失われているものと思われる。

周濠部の発掘調査により人物埴輪の腕の部分や動物埴輪の一部が出土し、人物埴輪としては古い時期の資料として注目されている。

高山塚三号古墳(高山 3 号墳)

高山塚二号古墳同様、現状では東西 18m、南北 20m、高さ 2m であるが、本来は直径約 25m 以下であったと思われる。平成 3 年度(1991)の発掘調査で周濠を確認しており、滑石製勾玉が出土している。また、平成 25 年度(2013)の発掘調査では、北側墳丘裾を確認している。

高山塚四号古墳(高山 4 号墳)

現状では東西 16m、南北 10m 程度、高さ 3m を測る。平成 19 年度(2007)の発掘調査では、僅かな範

囲ながらも周溝を確認しており、そこから本来の墳丘規模については直径 20m 以上あったことが推測される。

丸山古墳

大塚山古墳の北側に位置する円墳。直径約 48m を測る。2 段築成。『大和国古墳墓取調書』には「第 679 号 廣瀬郡河合村大字河合ニ在リ字丸山ト云ウ一圓丘ニテ三段ニ構造セリ而シテ周囲尚稍濠痕ヲ留メ南方少許濠ヲ存ス取傳等ノ考証ニ資スベキモノナキモ其形状ヨリ見ルトキハ上古ノ陵制ニ適ヘリ尚詳査ヲ要スルモノナリ」と記され、周濠が巡る状況が描かれているが、現状では周濠の有無は判別できない。

測量図から南側に張り出す地形が読み取れ、造り出しの可能性が考えられるが、現状では草木に覆われ、詳細は不明である。



図 35 丸山古墳

九僧塚古墳

大塚山古墳の西側に位置する方墳。現状では東西約 27m、南北約 38m、高さ約 3m の規模である。墳丘は全面が畑として開墾され、また、周囲も水田として耕作されていることから、墳形はかなり改変されている。本来は 2 段築成の方墳であったと考えられ、平成 26 年度(2014)～令和元年度(2019)にかけて実施した範囲確認調査で、墳丘裾が確認されたことから、一辺 35m の方墳であることが判明している。

従来、当古墳の名称が「九僧塚」であることから、かつて、周辺にいくつかの古墳が存在した可能性が考えられてきたが、大塚山古墳の項で記したように、九僧塚古墳は大塚山古墳の副葬品(主に鉄製品)埋納のための墳丘と考えられる。「九僧塚」の名称の由来については詳らかではない。



図 36 九僧塚古墳

第3節 史跡大塚山古墳群の現状と課題

(1) 保存管理に関する現状と課題

【現状】

大塚山古墳群は、昭和31年(1956)12月28日付けにて国史跡に指定されたことにより、将来にわたっての保存が図られることとなった。その後、古墳を取り巻く周辺の環境や景観が変化してきたことにより、平成10年(1998)3月に『史跡大塚山古墳群保存管理計画』を策定し、保存管理に関する考え方をまとめ、将来の保存整備、公有化も含め古墳群の保存について検討し、史跡の管理に努めてきた。公有化事業は平成10年度(1998)より開始し、大塚山古墳は令和5年度(2023)で完了する。しかし、城山古墳、丸山古墳は公有化ができておらず、高山塚一号古墳についても一部民有地が残り、現住居や工作物もある。また、史跡指定地外において遺構が確認されている古墳もある。

史跡の管理における基本となる保存管理計画ではあるが、既に策定から20年以上が経過しており、その間にも社会情勢や周辺環境も変化してきた。町ではこれに対応し、時代のニーズに即した新しい計画が必要と考え『史跡大塚山古墳群保存活用計画』を令和5年(2023)3月に策定し、今後の史跡の保存管理と整備・活用等の指針とした。

なお日常の管理は教育委員会事務局が行っており、これまでに公有化された土地について、除草作業の業者委託のほか、文化財フェローや観光ボランティアガイドの会を中心とした地元有志、町職員により清掃や草刈りを随時実施し管理している。しかし、城山古墳や丸山古墳などは民有地であることで、所有者に管理を任せており、雑草などが繁茂した状態であったり、老朽化した工作物が放置されたりしているところもある。また大塚山古墳にはモウソウチクが繁茂しており、過去には笥掘りをする人がみられ、その掘削に伴い墳丘の保護層が損壊したり、埋蔵されている埴輪などの遺物が露出したりするなどの被害があった。しかし、春季の墳丘への立入を禁止する注意看板を設置するなど注意喚起を図っており、現在では笥掘りは見られなくなった。

【課題】

史跡の保存管理に関する現状を踏まえ、今後の史跡の保存管理のあり方について下記の課題を設定する。これら課題は活用、整備、運営・体制にも関連するものである。

〔全体〕

- 史跡指定地の公有化

城山古墳、丸山古墳及び高山塚一号古墳の一部については、史跡指定地の公有化ができていないところがある。また、指定地内に現住居も存在している。

- 出土遺物の管理

出土遺物については、教育委員会事務局で管理している。保管場所は、中央公民館の文化財展示室で展示しているもの以外は文化財整理室と物置スペースである。しかし、中央公民館自体が老朽化しており、遺物の保管場所を検討する必要がある。

〔大塚山古墳〕

- 古墳の形態に関する情報の不足

大塚山古墳の指定地内については、これまで発掘調査が実施されておらず、古墳の正確な形状及び規模、造り出しの存在や主体部状況、その他埋葬施設の有無、そして、盛土の状況など各種情報が不足している。このままでは整備手法の計画ができない。

- 史跡指定地の境界の不確定

史跡指定は地番で行われているため、現地における境界が不確定である。整備を実施するにあたっては、隣接する土地所有者・関係者との境界確定作業が必要である。

- 周濠外縁部里道の遺構確認と追加指定

史跡指定範囲は、周濠外縁部の内側であり、周濠外側を巡る里道は指定地外である。これまでの周辺部の調査結果から大塚山古墳には外堤が存在した可能性があり、里道部分についても遺構が広がっていると思われる。整備を進めるにおいても遺構の確認と史跡の追加指定を検討する必要がある。

- 墳丘の変状

墳丘東側裾部の前方部からくびれ部にかけて墳形が変状している。これは以前に近隣の土地造成のために土取りが行われたことによると言われている。現況では降雨等により土地の変状が進行する恐れがあり、旧状に復する必要がある。

- 植生管理

墳丘には多くの樹木(クヌギ、コナラ、ナラガシワ、エノキほか)と竹(モウソウチク)が繁茂している。これら樹木については特別管理していない(竹については、春に一部筍の除去を実施している。)が、適切な量での管理が必要である。特に竹の浸食は著しく、対策が必要である。

- 明治天皇記念碑の取扱い

大塚山古墳前方部墳頂には、明治41年(1908)の陸軍特別大演習が奈良盆地で行われ、明治天皇が演習を統裁されたことを記念して地元有志が建てた「明治四十一年十一月十三日大元帥陛下駐蹕之處」記念碑がある。史跡の本質的価値を構成する要素ではないが、地元有志による建立であり、地域の歴史を伝えるものである。その取扱いについては十分な調整が必要である。

- 水利

史跡指定地に隣接する水田への灌漑用水路は周濠内を通過しており配慮を要する。

〔九僧塚古墳〕

- 指定地外への遺構の広がり

指定地に隣接する土地にも遺構が広がっていることが発掘調査により確認されている。追加指定を行うなど保護の措置が望まれる。

- 墳丘の変状

過去の開墾により、旧状から大きく変形している。また、墳丘斜面の一部は崩壊の恐れがある。

〔城山古墳〕

- 公有化ができていない
一部を除き民有地である。現在も田畑として利用されている部分もあり、遺構の保存上問題がある。
- 指定地内に工作物等が存在する
指定地内に史跡の本質的価値を構成する要素以外の工作物(鶏舎、作業小屋、盛土、田畑等)が存在している。
- 墳丘が旧状を留めていない
墳丘部分は後世に畑として開墾されており、旧状を留めていない。
- 日常管理ができていない
一部を除き民有地であることから、行政として特別な管理はしていない。

〔丸山古墳〕

- 公有化ができていない
墳丘全体が史跡指定地であるが、すべて民有地である。
- 日常管理ができていない
民有地であることから、行政として特別な管理はしていない。

〔高山塚一号古墳〕

- 一部を除き公有化できていない
墳丘と周濠の一部は公有化が完了しているが、周濠部分には民有地が存在し、現住住居もある。
- 植生管理
墳丘上にはサクラ、エノキ、ケヤキ、アラカシ等の樹木がある。樹根の遺構への影響が懸念される。また、サクラは老齢により樹勢が衰えており、強風による倒木が心配される。
- 墳丘の変状
墳丘の一部に土取りなどによる変状が見られる。

〔高山塚二号古墳〕

- 指定地外への遺構の広がり
指定地に隣接する土地にも遺構が広がっていることが試掘調査により確認されている。追加指定も含め保護の措置が望まれる。
- ゴミの不法投棄
指定地は公道に面しており、周囲を囲う柵が無い箇所があるため、ゴミの不法投棄がみられる。
- 植生管理
墳丘上にケヤキ、エノキ、サクラなどの樹木があるが、近隣住宅に落ち葉が散乱し迷惑をかけている。適切な剪定など樹木管理が必要である。

〔高山塚三号古墳〕

- 指定地外への遺構の広がり

指定地に隣接する土地にも遺構が広がっていることが試掘調査により確認されている。追加指定も含め保護の措置が望まれる。

〔高山塚四号古墳〕

- 指定地外への遺構の広がり

指定地に隣接する土地にも遺構が広がっていることが試掘調査により確認されている。隣接地の開発行為には注意が必要である。

- 墳丘の変状

墳丘が土取りで変状している。

(2) 活用に関する現状と課題

【現状】

河合町では『河合町史跡&古墳巡り「御墳印帖」プロジェクト!』として、町内に所在する古墳や史跡の「御墳印」を集める企画を令和3年度(2021)より実施しており、「御墳印帖」も制作し販売している。また、「遺跡学セミナー」「かわい寺子屋教室」「砂かけウォーク」などの生涯学習事業を通じて、文化財保護の啓発と郷土愛の醸成に努めている。学校教育の場においても、文化財の活用は学習指導要領により配慮が求められており、「社会」や「総合的な学習の時間」などの教科での活用を行えるよう、新任教員のための文化財講座を初任者研修の一環として実施している。

【課題】

史跡大塚山古墳群の活用における課題としては、下記の点があげられる。

- 各古墳を古墳群として一体的な活用ができていない

公有化が完了していない古墳もあることや、公開に向けた整備事業もこれからのところもあり、古墳群を一体的に活用することができていない状態である。また説明板など解説施設についても、それぞれが単体として説明されており、全体の中での個々の遺跡の説明が必要である。そして躯体のデザインも全体を通じてシリーズ性を考慮したものとすべきである。

- 学校現場と連携し活用を図る

学校現場での文化財の活用については、学習指導要領においても配慮が求められている。教材の開発や講師の派遣など社会教育側の積極的なアプローチが必要である。学校教育と社会教育の連携強化が求められる。

- 豊かな自然環境の活用を図る

大塚山古墳の墳丘には豊かな樹林が残り、数多くの動物や昆虫が生息している。しかし、現況は手付かずの状態であり危険な箇所もある。これらの自然環境を適切な管理のもと保

全し、自然観察や里山保全などに関心のある方々にも活用してもらえるよう整備する必要がある。

(3) 整備に関する現状と課題

【現状】

史跡大塚山古墳群については、これまで主だった保存整備事業は行われていない。そのため、文化財保護法第 115 条第 1 項に定める標識等(標識・説明板・標柱・注意札・境界標)が設置されていない。また、史跡指定地内の排水施設をはじめとする管理施設の整備も行われていない。活用に関する整備としては、各古墳に便益施設やガイダンス施設が設置されていない。

【課題】

史跡大塚山古墳群の整備における課題としては、下記の点があげられる。

〔主として保存のための整備〕

- 文化財保護法に定める標識等が設置されていない

史跡大塚山古墳群では、文化財保護法第 115 条第 1 項に定める標識等(標識・説明板・標柱・注意札・境界標)が設置されていない。これらは史跡の保存管理上必要な施設であり、特に境界標については、指定範囲を明確にするものである。保存整備を進めるうえで基本となるものであり、公有化が完了したところから順次境界確定作業を行い、設置を進める必要がある。

- 史跡指定地内の排水設備が整備されていない

史跡指定地内の排水設備が整備されておらず、豪雨等により隣接住宅等に雨水や土砂が流入する恐れがある。

- 隣接する水田への灌漑用水路が墳丘裾を巡っている

保存活用に影響を与えない形に整備する必要がある。

〔主として活用のための整備〕

- 便益施設が整備されていない

各古墳及び古墳群全体として、トイレ及び駐車場等の便益施設が整備されておらず、活用を図るうえでの喫緊の課題である。

- 史跡に併設するガイダンス施設(展示公開施設)がない

現在、史跡大塚山古墳群に関するガイダンス施設は設けられていない。基本的に史跡のガイダンス施設は、史跡指定地に隣接または近接する場所に設置することが原則とされている。今後、整備を進めて行くうえでガイダンス施設の設置場所や規模、機能について十分検討する必要がある。また、中央公民館に設置している文化財展示室との役割分担も考慮する必要がある。

- 古墳群全体を案内するサイン類がない

文化財保護法において設置が定められている標識等とは別に、古墳群全体を案内するサイン類が整備されていない。本史跡は本質的価値を構成する要素である各古墳が点在しており、来訪者には古墳群全体としての理解を深めてもらえるよう努める必要がある。そのた

め、来訪者にとって最適な動線を検討し、それに基づき効率的で安全な案内経路を示したサイン計画を作成し、全体案内板、個々の古墳や遺構に関する説明板、ルートを案内する道標等の設置が必要である。

- 史跡へアプローチできない

大塚山古墳、高山塚三号古墳、高山塚四号古墳については、史跡指定地に公道が面しておらず、指定地内へ直接アプローチすることができない。大塚山古墳は指定地の周りに公有里道があるため、整備に際しその使用について調整する必要がある。高山塚三号古墳、四号古墳は、民家に囲まれており直接アプローチすることが出来ない。公開の可否について検討を要する。

- 古墳を見学してもらうための環境整備

墳丘や周濠など各古墳を見学するための設備を整備する必要がある。発掘調査や各種調査を実施し、必要に応じて真実性を確保しながら、適切な手法を用いて見学者にわかりやすい整備を行う必要がある。

(4) 運営・体制に関する現状と課題

【現状】

現在、史跡指定地の管理については、管理団体の指定を受けている河合町の教育委員会事務局が担っており、文化財担当専門職(学芸員)が1名配置されている。また、除草作業などの維持管理については、文化財フェローや観光ボランティアガイドの会を中心とした地元有志の協力のもと実施している。

【課題】

今後、保存整備事業を進めて行くこともあり、文化財に関する事務事業体制の強化が必要であることは認識しており、専門職員の増員も含めて検討が必要である。

また、史跡の整備・活用については、文化財保護事業であるだけでなく、広くまちづくりに関わる事業でもある。そのため、担当課である生涯学習課はもとより、まちづくり推進課、地域活性課、広報広聴課、政策調整課等とも連携し、事業を推進するよう庁内体制の整備も必要である。

第4章 基本方針

第1節 基本理念

本計画は、保存活用計画において示した保存・活用と整備の方針に基づき、史跡の本質的価値を将来に向けて継承していくために、今後実施する整備事業の根幹となる基本理念を以下のとおり定める。

育む

史跡大塚山古墳群は、先人達が大切に護り遺してきた地域の“誇り”であり“財産”である。市街化の進む河合町にあって、この財産を後世に確実に継承していくことが現代を生きる我々の責務である。文化財の保護は地域住民の理解と協力なくして成り立たない。そして史跡の整備を協働することを通して地域のアイデンティティの醸成を図る。

学ぶ

大王墓級の大型前方後円墳の上に立つことができるという、他では得ることのできない全国的にも貴重な体験は、きっと新たな発見と学びに出会えるはずである。また、都市化の進む河合町において大塚山古墳をはじめとした各古墳の緑は、心に安らぎを与えるオアシスでもある。身近に自然を感じながら、地域の歴史や文化を体感できる場をみんなで創造する。このまちに生まれた人も、新しく住む人も、すべての人にとって「学び」と「発見」につながる整備を目指す。

第2節 基本方針

前章で整理した課題の解決に向け、史跡の本質的価値の保存と顕在化、そして活用と運営・体制の在り方など、今後進める整備の基本的な方針を下記のとおりまとめる。

(1) 史跡の確実な保存

史跡指定地の公有化の推進と遺構の広がり確認されている隣接地の追加指定、史跡指定地の明確化のための境界標及び標識の設置、変状している墳丘等の復元と排水設備の整備など、史跡を確実に保存し、後世に継承するための整備を目指す。

(2) 壮大なスケールの古墳を体感

200m級の大型前方後円墳の壮大なスケールを直接体感できる整備を目指す。陵墓指定を受けていない大王墓級の古墳を自由に見学できるという体験には、その場でなければ得られない、新たな「発見」と「学び」が必ずある。古代の人たちの想いを訪れた人に感じてもらえる、そんな機会の提供を目指す。

(3) 自然環境を活かした憩いの空間

大塚山古墳をはじめとした古墳の森は、市街化の進む河合町において日常生活に潤いと安らぎを与えてくれる貴重な緑地である。この豊かな自然環境を、だれもが気軽にそして安全に訪れられるよう整備する。歴史ファンだけでなく樹木や動物などの自然観察や散策をする方々にも楽しんでもらえるオープンスペースを目指す。

(4) 来園者の利便向上

史跡大塚山古墳群の見学に必要な案内・解説施設の充実を図る。点在する各古墳を安全に効率よく見学できるよう動線計画を作成し、それを基に各種サインの設置を進める。また、駐車場やトイレ等の便益施設を整備する。来訪者に史跡の価値を正しく理解してもらうために重要なガイダンス施設についても効率的な設置方法について検討を行う。

(5) 住民参加による管理運営体制づくり

史跡の管理運営は、管理団体である河合町が担うものであるが、地域に根差した史跡を目指す観点から、積極的な住民参加を促していく。広大な敷地面積を持つ大塚山古墳をはじめ、史跡指定地の公有化を進めていることより、その管理すべき範囲は益々増加していく。管理だけでなく活用においても、地域住民との連携による協働がなければ文化財保護は成り立たない。住民参加による管理運営体制の構築を進める。

第5章 整備基本計画

第1節 全体計画及び地区区分計画

(1) 全体計画

史跡大塚山古墳群の保存整備に関する計画は前章第2節の整備の基本方針に示された内容を踏まえ、古墳ごとに具体的な整備手法を検討する。しかし、未だ指定地の公有化が完了していない古墳もあり、一律に整備を進めることが出来ない状態である。そのため、まずは大塚山古墳の整備を優先して行うとともに、未買収の古墳の公有化を平行して進め、条件の整ったところより整備を進めて行くものとする。よって、本計画では大塚山古墳の整備の手法等について検討することとする。なお、各古墳の整備のイメージは下記のとおりである。

表2 史跡整備のイメージ

古墳名	内容
大塚山古墳	<ul style="list-style-type: none"> ・ 墳丘については、現況を維持し、変状している箇所については、旧状に復する。 ・ 墳丘に自生する樹木については間伐を行い、適度な明るさを持った樹林とする。竹については、浸食を抑えるためできるだけ除伐を行う。 ・ 周濠部分については、住民や来訪者が自由に利用できる交流広場として活用できるよう整備を行う。 ・ 史跡指定地外周の里道については、古墳を周遊できる園路として整備する。 ・ 史跡指定地は、公道に直接面していないため周辺の里道を改修し、指定地内へのアクセスルートを確保する。 ・ 史跡指定地に近接する町有地を活用し、トイレ等の便益施設を設置する。 ・ 史跡大塚山古墳群として統一したデザイン、内容等による標識、境界標やサイン類の整備を行う。
城山古墳	※ 公有化完了後に計画し整備を進める。
丸山古墳	
九僧塚古墳	<ul style="list-style-type: none"> ・ 追加指定し、公有化完了後に整備を行う。
高山塚一号古墳	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定地内に一部私有地が残る。公有化を進め、完了後に計画を行う。 ・ 排水設備の整備。 ・ 墳丘の変状箇所の復旧。 ・ 標識、境界標及びサイン類の整備。
高山塚二号古墳、三号古墳、四号古墳	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雨水等の排水設備を整備。

また、整備対象範囲は、基本的に史跡指定地内とする。ただし、『史跡大塚山古墳群保存活用計画』における保存管理の地区区分「D地区」については、史跡指定地に隣接し、周濠や外堤が確認されるなど史跡と密接に関係する土地であることから、その一部については今後調査を進めて追加指定を検討し、

一体的な史跡整備を行う地区とする。

【史跡指定地内】

史跡の指定地内においては、遺跡の確実な保存管理に努め、来訪者が史跡の本質的価値を学び、体感できるように整備を行う。

【史跡指定地と一体的な整備を行う区域】

史跡指定地に隣接し、保存活用計画の保存管理の地区区分「D地区」とされた区域で、周濠や外堤などの遺構の存在が確認されている一部の区域については、史跡の追加指定を進めるとともに、一体的な史跡整備を行う。

具体的には、大塚山古墳の史跡指定地の外周にある里道部分。これまでの調査の結果、一部において外堤が遺存していることが確認されており、周辺の地割りからもその痕跡がうかがえる。そのことより周濠を全周(東側は周濠内、南側の大部分は外堤裾にあたる)しているものと考え、史跡指定地を外周する里道部分については、一体的な整備が必要な区域とする。

なお、本区域については、現段階では公有化や調査の状況から大塚山古墳のみとしているが、将来、発掘調査や公有化の状況が進めば、他の古墳においても本区域の設定を検討するものとする。

(2) 地区区分

前項の整備対象範囲の考え方を踏まえ、下記のように大塚山古墳の整備における地区区分を行う。

古墳保存整備ゾーン：史跡指定地内の墳丘部分。基本的には現況を維持するとともに、樹木等の管理を行う。

交流広場ゾーン：史跡指定地内で墳丘を除いたエリア。広場整備を行い、来訪者のための利活用に向けた整備を行う。

公開・活用ゾーン：史跡指定地外。便益施設や周遊路、史跡へのアクセス通路など。なお、このエリアのうち外堤部分については、現在は指定地外であるが、今後調査を進め条件が整い次第、史跡の追加指定を行う。

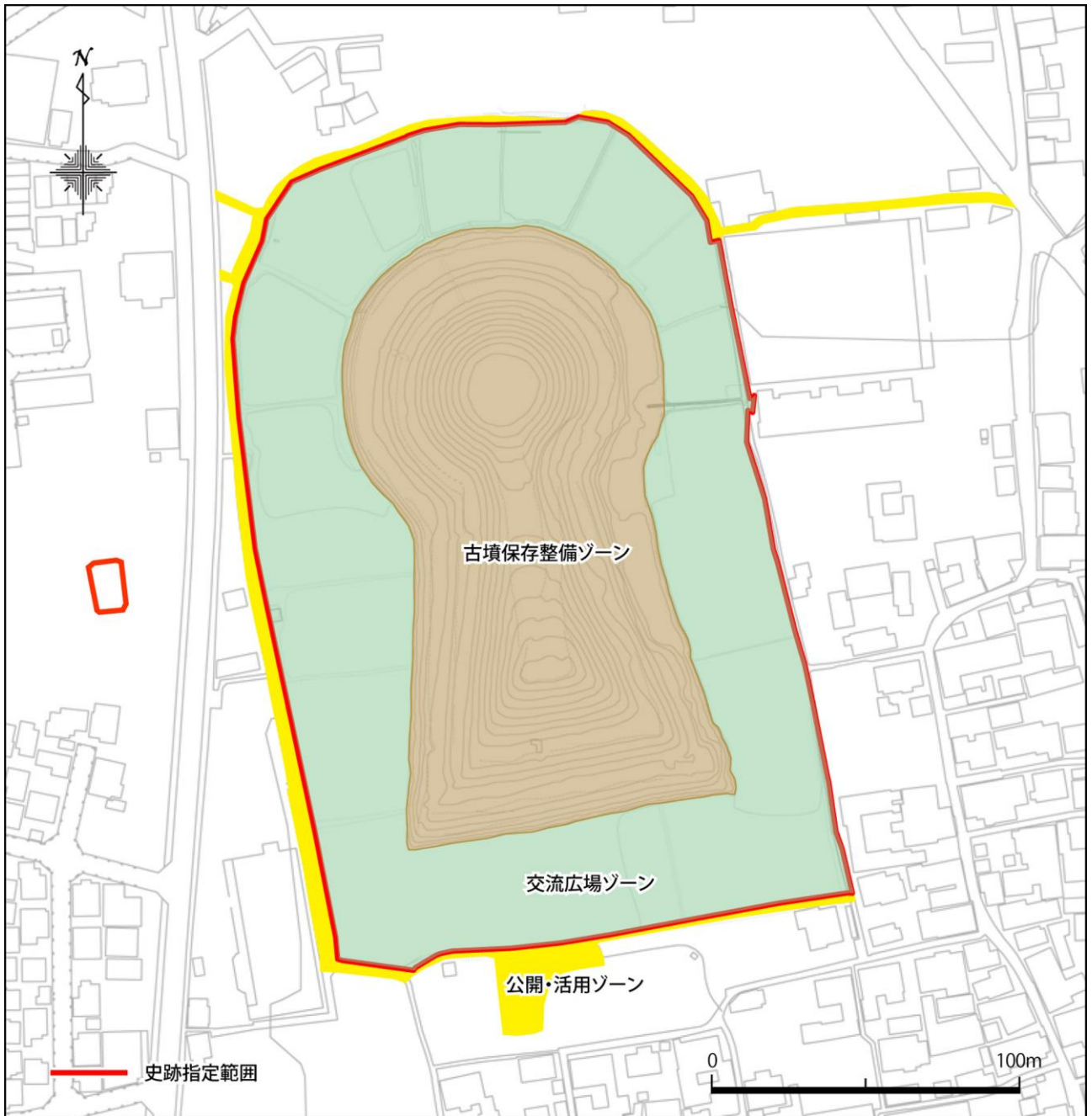


図 37 大塚山古墳地区区分図

第2節 遺構保存に関する計画

大塚山古墳において保存される遺構は次のとおりである。表出遺構である墳丘・周濠、地下遺構である埋葬施設・葺石・埴輪列・その他の遺構である。これらの遺構の保存に関する考え方は次のとおりである。

表3 遺構の保存に関する考え方

遺 構	考 え 方
墳 丘	<p>墳丘については、基本的には現況を維持するものとする。ただし、後世の土取りなどで変状している箇所もある。これについては他の墳丘斜面の状況に合わせて客土で埋戻し旧状に復する。また、埴輪列が露出している箇所が見られたことより、保護層が十分な厚さで確保されていない場所があると思われる。墳丘全体の盛土の状況を調査し、保護層が30cmを下回るところは盛土の補充を行い保護層の確保に努める。なお、遺物の盗難等の防犯対策に努めることとし、今後詳細を検討する。</p> <p>墳丘上の自生する樹木については、見学に支障のない程度の密度となるよう間伐を行い、明るい樹林となるようにする。また、倒木の恐れのある樹木についてはあらかじめ伐採する。竹については、浸食を抑制するため可能な範囲で除伐を行うとともに、春季に筍及び親竹を除伐する。</p> <p>墳丘内については、基本的に園路以外の区域への立ち入りは制限するものとし、見学するためのルートは、あらかじめ設定し園路として整備する。また、後円部墳頂から前方部墳頂にかけては、現況にあわせて平坦地として整備する。墳丘裾部及び園路の沿道、墳頂平坦地の周囲には幅1.5m程度で笹類(オカメササまたはコクマササ)を植栽して人の侵入を防止し、墳丘斜面の崩壊と埋蔵される遺物の保護を図る。また、墳丘裾部に葺石を模した自然石の空張護岸ネットを2m程度設置し、裾部を保護する。</p>
周 濠	<p>周濠については、来訪者が自由に利用できる広場として整備する。周濠部分はこれまで田として耕作されてきたため、降雨後は雨水が溜まりやすく、水捌けが悪い状態である。広場としての整備には、現況地盤から盛土による嵩上げを行い、遺構の保護を図るとともに、排水溝・排水暗渠管などの排水設備を埋設し、速やかな排水を行う。</p> <p>また、近接する水田への灌漑用水は大塚山古墳周濠内を通過しており、保存に影響ない形で流路の付け替え等の整備を行う。</p>
埋葬施設	<p>埋葬施設については、発掘調査が実施されていないため詳細は不明である。しかし、後円部墳頂部に窪みが見られ、石材が散乱していることより、竪穴式石室の存在が推測されている。明治41(1908)年の陸軍大演習の際に明治天皇の統監場所が置かれたこともあり、墳頂部は削平されるなど改変されている可能性も指摘されている。</p> <p>埋葬施設の存在については、詳細な地形測量(3D計測)を行うとともに地中レーダー探査等の非破壊探査により十分な保護層が確保されているかどうかを確認し、必要に応じて客土による盛土を施すなど最善の措置を講じる。</p> <p>また、前方部墳頂には明治天皇の記念碑が建っているが、基壇の石材が一部崩落し</p>

	ているなど痛みが生じている箇所が見られる。倒壊した場合に遺構に影響を及ぼす恐れもあるため、記念碑の安全性についても確認する。
葺石・埴輪列	<p>葺石については、現況では表出していないので、現状の被覆盛土による保存を基本とする。しかし、一部に墳丘斜面には葺石と思われる石材が転落している箇所があるため、墳丘全体の現況確認を実施し、保護層の薄い箇所には客土による盛土の充填を行う。</p> <p>埴輪列についても葺石と同じように、全体的には表出していない。しかし、過去に筍掘りに伴い埴輪が出土し持ち出されたことがあり、保護層の薄いところがあると考えられる。墳丘の現況確認を実施し対応を検討する。</p>
外 堤	<p>大塚山古墳には外堤が存在することが一部において確認されている。現在、その姿を地表において確認することはできないが、地割りからその痕跡を見ることができ。外堤の範囲についての詳細は不明であるが、現在の史跡指定地の範囲外である。今後整備において、周濠外周を巡る里道部分を周遊路として整備することを予定しており、その事前調査において状況を把握し、遺構に影響を与えないよう工法等の設計を行う。</p>

第3節 動線計画

(1) 広域ルート

史跡大塚山古墳群へのアクセスについては、電車では近鉄田原本線を利用する場合、池部駅で下車し、大塚山古墳まで徒歩で約30分(約1.5km)である。また、佐味田川駅から町内巡回ワゴン「すな丸号(東ルート)」で「西穴闇児童公園」バス停(約4分)、または「城北北口」バス停(約9分)にて下車するのが便利である。自動車以西名阪自動車道を利用する場合、法隆寺インターチェンジを降り、県道5号線を南に進み、「西穴闇」交差点を右折し西穴闇東集会所の駐車場を利用。そこから大塚山古墳まで徒歩約5分(約0.3km)である。

徒歩での来訪者については、池部駅からのルート(図38 広域動線図 参照)上や各古墳間に案内板や道標など古墳群まで誘導するサイン類を整備し利便性の向上を図る。

自動車での来訪者用の駐車場は、当面は西穴闇東集会所の駐車場を利用してもらい、そこから徒歩で各古墳を巡ることとしている。大塚山古墳に隣接した場所での駐車場整備が喫緊の課題であり、整備に向け関係各方面と調整を進めて行く。

(2) 史跡指定地内の園路計画

大塚山古墳の墳丘内の見学用園路(図39 史跡指定地内の動線及び説明板等配置図 参照)については、現在墳頂部へ上がるために使用されているルートである東側くびれ部～前方部墳頂～後円部墳頂をそのまま活用するとともに、墳丘西側のルートを新たに確保する。

また、整備地内の維持管理作業において必要となる管理用車両については、史跡指定地東側の町道または西側県道5号からの進入路から出入りし、外堤上の外周周遊路を使用する。また、緊急車両は管理用車両と同じ経路で出入りし、外堤下の周濠内外周を周回するアスファルト舗装路を使用する。緊急車

両用の通路幅は 3.0m とする。

現在、大塚山古墳に隣接する田畑の耕作者の農作業車は周濠外周の里道を通行し出入りしている。そのため、整備後においても管理用車両と同じくこのルートの使用を許可することとする。

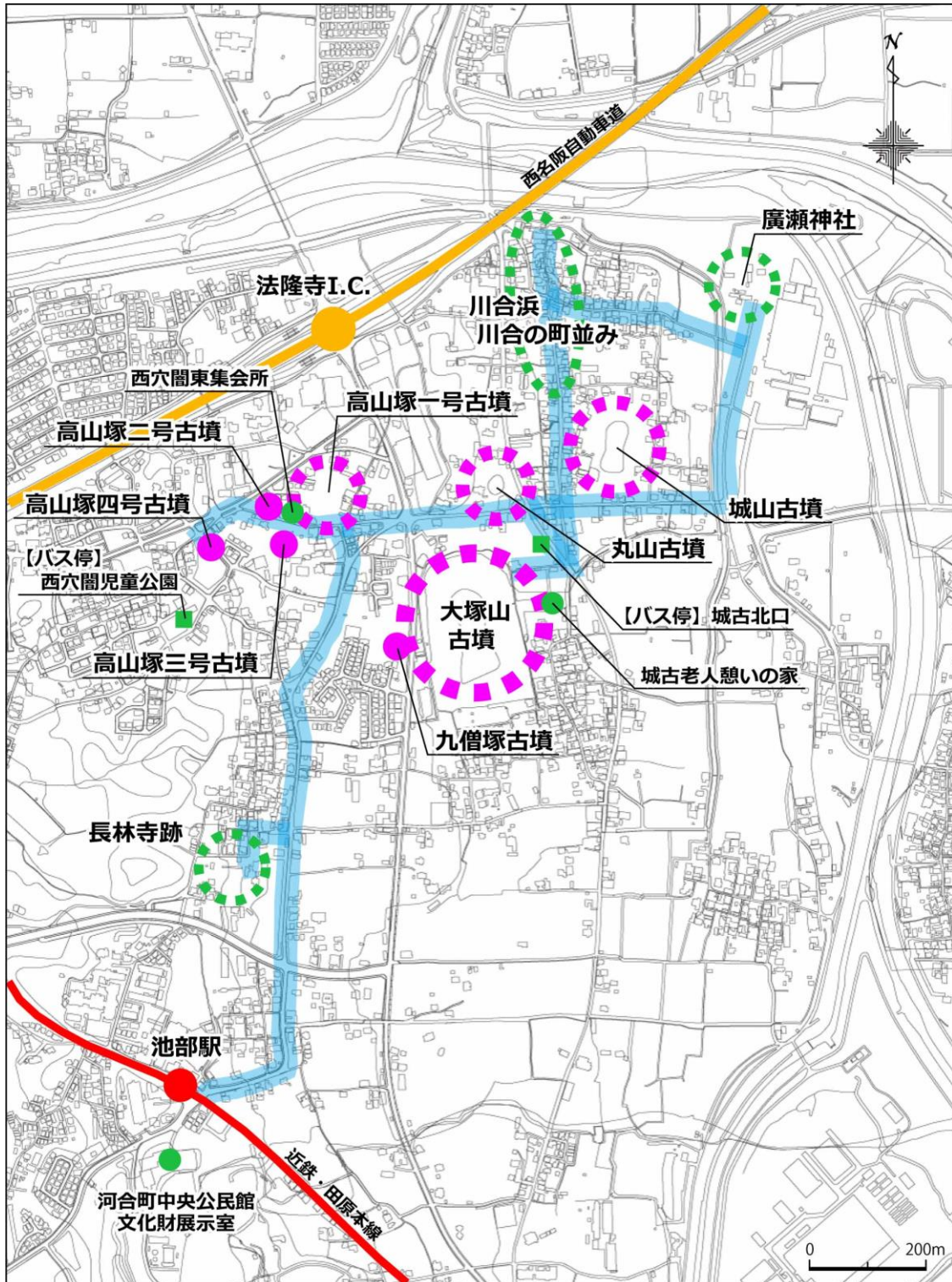


図 38 広域動線図

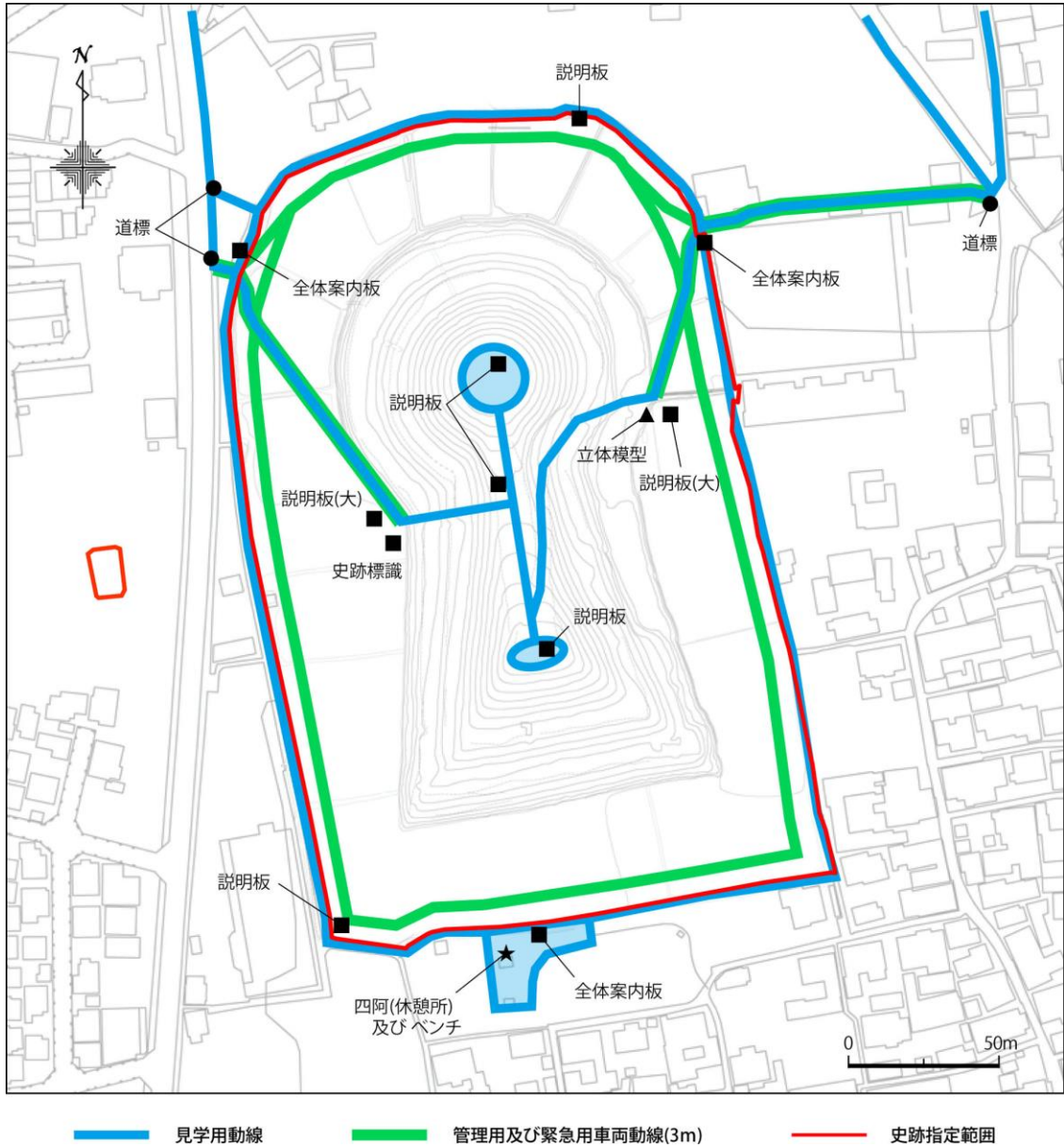


図 39 史跡指定地内の動線及び説明板等配置図



図 40 周濠内の緊急車両用通路の例(今城塚古墳)



図 41 周濠内の緊急車両用通路の例(今城塚古墳)

第4節 地形造成に関する計画

(1) 墳丘の修景

今回の大塚山古墳の整備においては、墳丘については現況の状態を改変することを行わないことを基本とする。ただし、東側くびれ部から前方部にかけての裾部に土取り跡による変状が見られるため、これについては、客土の補充により旧形に復することとする。また、墳丘全体の保護層について現況調査を実施し、30 cmを下回る箇所についても客土を補充する。墳丘内の見学用園路については、現況のルートを活用することとするが、西側からのアプローチとして新たに園路を新設する。しかし、樹木の伐採や丸太階段の設置程度の整備とするため、現況の地形の改変は行わないこととする。

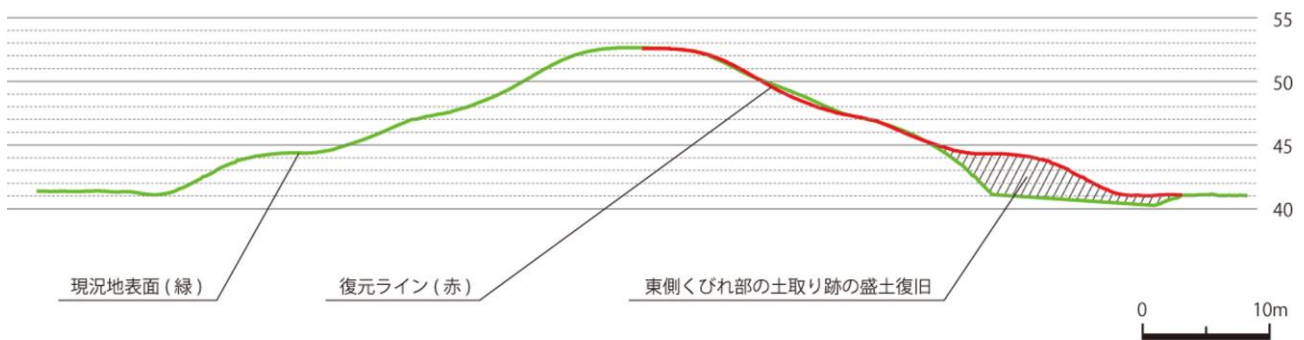


図 42 大塚山古墳くびれ部の土取り跡復旧イメージ

(2) 周濠及び外堤(周遊路)の修景

周濠部については、「交流広場ゾーン」として来訪者が自由に活用できる広場として整備することを予定する。現況は、これまで水田として耕作されてきた土地のままであり、降雨時は雨水が溜まるなど水捌けが悪い状態である。そこで現況に盛土を行い、全体的に暗渠排水管(有孔パイプ)を埋設し、雨水を集水柵より排水溝にて敷地外へ排水するようにする。そのため、現況地盤より 0.9m程度の盛土が必要と考える。ただし、今後実施する周濠内の発掘調査の結果によっては盛土の厚さは変更することも考



図 43 周濠東側と外周里道の現況(北から)



図 44 周濠西側と外周里道の現況(南から)

えられる。

また、周濠の外周には里道があり、この里道と旧水田間の法面裾が史跡の境界である。よってこの里道部分は、大塚山古墳の外堤の一部に当たる。現在は後世の削平等により往時の姿は見られないが、発掘調査や地割りからその痕跡は確認できる。今回の整備では、この里道部分の追加指定を行い周遊路として整備することとする。外堤上の里道は、周濠部分の旧水田部分より約 1.5m 高くなっている。周濠部分に排水設備の整備を行うため約 0.9m の嵩上げを行い、外堤上の里道部分についても約 0.3m 嵩上げすることとし、交流広場と周遊路に高低差を設ける。そのことで、来訪者に外堤と周濠の違いをイメージしてもらうようにする。外堤下の周濠内には緊急車両及び管理車両用通路としてカラーアスファルト(茶系)で舗装した 3.0m 幅の道路を周回させる。

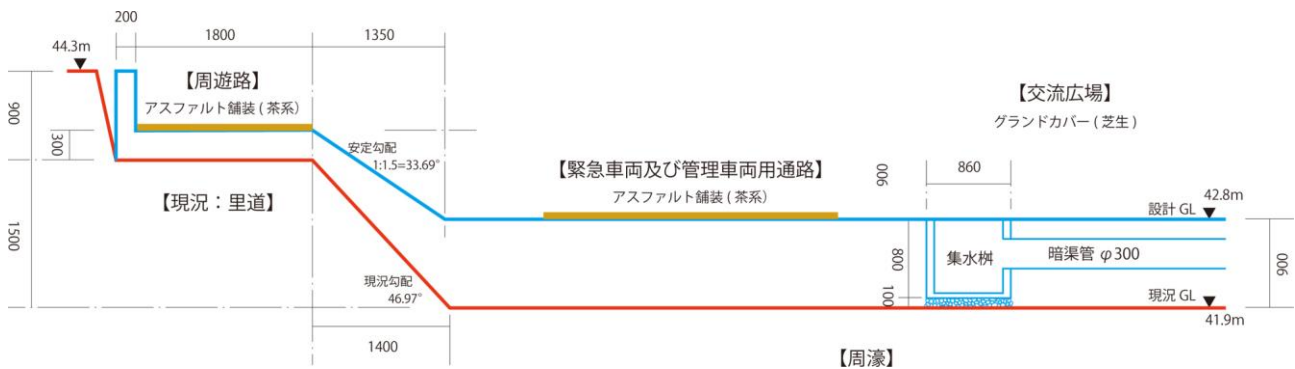


図 45 周遊路・交流広場(周濠西側) 断面イメージ

第 5 節 遺構の表現に関する計画

(1) 墳丘の遺構表現

墳丘については、基本的には現況のままとするため特段の遺構表示は行わない。なお、墳頂部において今後実施を予定する地中レーダー探査により主体部が確認できれば、その範囲について遺構表示を行うことも検討する。

また、墳丘上部から葺石の石材が転落していることが確認されており、葺石が存在したと考えられている。今後、発掘調査を実施し確認のうえ、墳丘裾部の土砂の崩落防止も兼ねて、葺石風の石材を金属ネットに装着した河川護岸用ネット(自然石連結空張護岸ネット)を裾部の一定範囲で設置する。



図 46 墳丘裾部護岸イメージ図



図 47 石張護岸ネット施工例
(国営飛鳥歴史公園 キトラ古墳周辺地区)



図 48 墳丘裾部の石張り(今城塚古墳)

(2) 周濠及び外堤の遺構表現

周濠の現況は、これまで水田として耕作されてきたことより、畦畔によっていくつかの区画に区切られている。本来は濠として区画はなかったものと考えられるので、今回の整備では周濠内は一つのものとして表現する。周濠部分は「交流広場ゾーン」として来訪者が自由に活用できる芝生の広場として整備するが、周濠の外周を巡る里道部分と周濠部分に高低差を持たせ(西側部分で約 0.9m、現況では約 1.5 m)、周濠であることを表現する。外周の里道部分は、外堤の一部であるが後世に削平されており、元の高さを求めることはできない。しかし、周濠との高低差により外堤の存在を表現する。

第 6 節 修景及び植栽に関する計画

(1) 墳丘の修景及び植栽

墳丘内については現況を維持することを基本とする。しかし、現況では樹木が相当繁茂しているので、適度な間伐を実施し、外から見て段築など墳丘の状況が分かる程度の明るい樹林を目指す。また、竹(モウソウチク)による浸食が課題となっているが、維持管理作業において出来る限りの除伐と春季の筍及び親竹の駆除を徹底し、これ以上の浸食の拡大を防止する。

墳丘内では、決められた園路や墳頂広場以外は人の侵入を禁止することとし、墳丘裾部全周及び園路・墳頂広場の沿道に笹類(コクマザサまたはオカメザサ)を植栽し立ち入りを制限する。

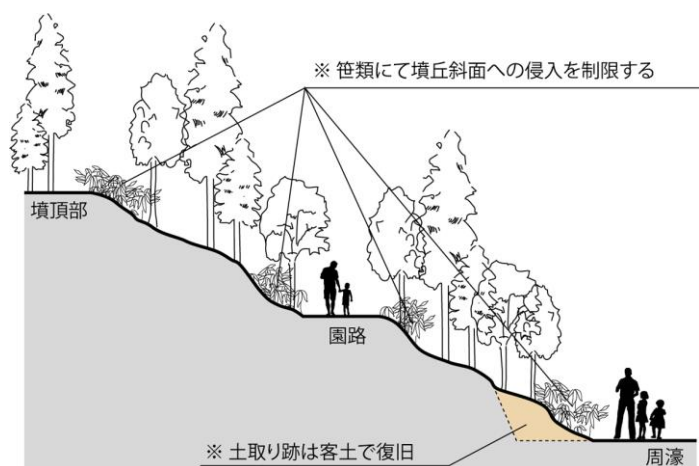


図 49 墳丘斜面イメージ



図 50 墳丘裾部笹類植栽(天皇の杜古墳)



図 51 墳丘内園路(今城塚古墳)

(2) 周濠及び外堤の修景及び植栽

周濠部分は「交流広場ゾーン」として広く一般に開放する計画である。広場全体を芝草で被覆し、来訪者に安全に使用してもらえようとする。使用する芝草については、密なターフを形成するとともに他感作用により雑草の侵入を抑制する「センチピードグラス」など、維持管理を省力化できる芝草の採用を検討する。

外堤部分については、上部平坦面は周遊路として整備するため、歩き易さと排水を考慮し、透水性アスファルトのカラー舗装(茶系)とし、法面部分は周濠内と同じく「センチピードグラス」などの雑草抑制効果の高い芝草で被覆する。



図 52 周濠内芝生広場(今城塚古墳)



図 53 周濠内芝生広場(天皇の杜古墳)

第 7 節 案内・解説施設に関する計画

(1) 野外解説施設

野外解説施設は、野外において文字・図版・写真等を用いて来訪者に史跡の価値を伝えるために設置するサイン類である。サインは、情報伝達手段であるだけでなく、その空間の持つ様々な性格の中から、

一つのストーリーに基づいた特別なシーンを顕在化することのできるツールである。史跡大塚山古墳という主題のもと、統一されたシリーズ性のあるデザインで整備することは、他にはない史跡大塚山古墳群固有の世界観を表現できる。サインは、「第3節 動線計画 (2)史跡指定地内の園路計画」において示した動線計画(図39 史跡指定地内の動線及び説明板等配置図 参照)に基づき、目的に合わせた各サインの種類(誘導・案内・解説・規制・位置)をどのように配置するかを示したサイン計画を作成したうえで設置する。また、サインに使用する素材については、文化財に関するサインは時間が経過しても記載する情報にあまり変更が無いものが多いことより、耐久性・耐候性に優れた素材を使用することが望ましい。保存整備事業の場合、その多くは補助事業として実施されるが、補助の対象となるのは整備時のみで、のちのメンテナンスに係る費用は対象とならない。維持管理に多額の費用を掛けられないことを想定し、当初からメンテナンスフリーな素材を使用することが良い。

それらのことから、今回の整備で使用する素材は、躯体は「白御影石(花崗岩)」、板面は「陶板」を使用するものとする。躯体の御影石は岩石であり記念碑や墓標などに使用されるように耐久性・耐候性に優れる。また、自然素材であることより、樹木の多い土木構造物との相性も良い。板面の陶板は、文字や図版、写真をカラーで表現することができる。陶器の基板に特殊顔料でプリントしたのち、1200°C以上の高温で焼成して仕上げるため、耐久性・耐候性に優れ、焼成された文字等は紫外線や薬品などに対しても強く、半永久的に退色することはない。



図 54 全体案内板(二子山古墳)



図 55 説明板(今城塚古墳)

(2) 野外展示施設

野外展示施設は、野外において史跡等の全体または一部の模型を設置することにより、当該史跡に関する情報の提供を補完し、ガイダンス施設等における展示や史跡のガイドブック等により提供される情報と一体となって、当該史跡に関する情報を提供する手段である。

大塚山古墳の場合、全長が197mと巨大なものであることにより、来訪者はその全体像を掴むことは難しい。そのため、墳丘を見渡すことのできる位置に大塚山古墳の復元模型を設置する。復元模型は、発掘調査やこれまでの学術研究の成果を基に、委員会の意見・指導のもと1/100の縮尺モデルを製作する。表現する内容については、発掘調査等により収集された情報を基本として、表現できる範囲を十分検討のうえ製作するものとする。使用する素材については、野外解説施設と同じく、耐久性・耐候性に

優れたものを使用する。野外模型に使用される素材としては、「陶器・磁器」「GRC(耐アルカリ性ガラス繊維補強セメント)」「FRP(繊維強化プラスチック)」の三種類が考えられる。それぞれのメリット・デメリットについては下記のとおりである。

表 4 模型製作における素材の比較

	メリット	デメリット
陶器・磁器	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐候性に優れる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象範囲を一体成型できないため、目地が入る。 ・ 釉薬による表現のため、本来のテクスチャーの表現が難しい。 ・ 衝撃に弱い。 ・ 製作費が高い。
GRC (耐アルカリ性ガラス繊維補強セメント)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐久性、耐衝撃性、耐候性に優れる。 ・ 粘土で原型を製作するため、精細な表現ができる。(埴輪等は別製作する) ・ 製作対象範囲全体を一体成型できるため、目地などがなくキレイである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 彩色には耐候性のあるウレタン系塗料を使用するとともに、紫外線カットコーティングを施すが、退色の恐れもある。 ・ 製作費がやや高い。
FRP (繊維強化プラスチック)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製作費が上記2種に比べ安価。 ・ 粘土で原型を製作するため、精細な表現ができる。(埴輪等は別製作する) ・ 製作対象範囲全体を一体成型できるため、目地などがなくキレイである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 紫外線に弱いため模型本体が劣化する。 ・ 経年劣化により退色する。



図 56 野外立体模型(GRC 製)昼飯大塚古墳



図 57 野外立体模型(御影石製)今城塚古墳

上記のように、それぞれの素材にはメリット・デメリットがあるが、今回の整備では、当面 GRC 製の立体模型を製作することとする。耐久性及び耐候性に優れており、模型としての精細な表現ができることよりこれを採用する。

第 8 節 管理施設及び便益施設に関する計画

管理施設及び便益施設は、史跡の適切な活用を進めるうえで必要な施設である。管理施設には、水道設備、照明設備、電気設備のほか、維持管理作業のための倉庫や管理棟などがある。便益施設には、トイレ・駐車場・休憩施設・水飲み・緑陰など、来訪者の利便を図るための施設がある。これらの施設は、史跡の管理運営・公開活用に必要な施設であるが、史跡を構成する枢要の要素ではないため、その設置場所については配慮が必要である。埋設管や暗渠、建物の基礎構造物といった地下に設置する設備については、遺構に影響を与えないよう十分に注意する必要がある。これらの他に防犯に関する施設もある。見学者の安全とともに遺物の盗難などに対するものである。

(1) 管理施設

水道設備は、トイレをはじめとする各種施設の清掃用、植栽の散水用など維持管理業務に必要な設備である。今回の整備では、広大な周濠部分を芝生広場として整備するため、散水用の水は必要不可欠である。必要水量を計算のうえ、給水できる本管の位置、散水栓の配置など維持管理作業が効率的に行えるよう設計段階での注意が必要である。

照明設備は、明視照明と修景照明に分けられる。明視照明は、通行の安全、防犯のために園路等に暗部ができないよう設置する。修景照明は、芝生・樹木・建物など特定の対象物を定めて照らし、景観をより美しく演出するための照明である。どちらの照明についても、近隣住民と十分な調整のうえ設計する必要がある。

電気設備は、上記照明設備への給電はもちろんであるが、それ以外に屋外電源の設置が必要である。日常の維持管理作業においても必要であることのほか、公開・活用事業としてイベント等の実施時には様々な機材への給電が必要となる。そのためにも、各所に電源ボックスなど常設の野外電源の設置が必要である。また、容量についても、あらかじめ様々なシーンを想定し、余裕のある容量を設定する。

(2) 便益施設

トイレについては、大塚山古墳の場合、史跡指定範囲すべてが本質的価値を構成する枢要な要素になるため、指定範囲内にトイレを設置することは無理である。そのため、史跡指定地から出来る限り近い場所に設置することとなる。前方部の周濠の南側にいくつかの町有地が存在する。これらの土地で整備が可能かどうか、関係各所と調整を行うこととする。

駐車場についても、トイレと同じく史跡指定地内に設置することはできない。そのため近隣にその設置場所を求めることとなるが、現段階では適当な場所がない。今後、その他の古墳との関係を整理し、適切な場所に駐車場が設けられるよう努める。

休憩施設は、来訪者が休憩するためのベンチや四阿などがそれにあたる。これらについては、遺構に影響を及ぼす恐れがなく、史跡の中核部分でない周縁の地域であれば史跡の指定地内でも設置が可能で

ある。今後の調査の結果を踏まえ、周濠の外周を巡る周遊路に隣接する場所に設置が可能かどうか、文化庁や奈良県とも十分協議を行い、適切な設置に努めることとする。

(3) 防犯に関する施設

不特定多数の方が来訪される場所であるので、来訪者の安全を確保することは重要である。また、大塚山古墳では過去に墳丘から埴輪が掘り出される事案があったことより、遺物の盗難に対する対策も必要である。これらのことより防犯に関する設備の設置についても検討する。

第9節 公開・活用及びそのための施設に関する計画

ガイダンス施設

現在、史跡大塚山古墳群に関するガイダンス施設は設置されていない。中央公民館の文化財展示室において、史跡大塚山古墳群からの出土遺物や発掘調査の成果の展示が行われている。しかし、中央公民館は史跡からは少し離れており、隣接や近隣という距離ではない。個別の史跡のガイダンス施設であるならば、史跡指定範囲から徒歩でも数分というところでの設置が望ましいであろう。どのようなガイダンス施設を必要とするかは十分検討する必要があるが、すぐに設置できる場所を確保することは難しい。

よって当面は、トイレを併設した休憩施設に史跡の解説パネルを設置したり解説動画を上映したりするなど、史跡に関する情報を提供するガイダンス的な施設の設置を検討する。

このガイダンス施設には次の機能を付与するものとする。

表5 ガイダンス施設の機能

展示機能	ガイダンス施設を中心となる機能で、大塚山古墳を中心とした史跡全体の本質的価値を解説。模型・解説パネル・出土遺物レプリカ・映像などを展示する。基本的には無人とする。
便益・サービス機能	来訪者が快適に史跡の見学ができるための機能。トイレについてはガイダンス施設が閉館していても利用可能なように、出入口はガイダンス施設とは別とする。また、休憩スペースとして利用できるよう、ベンチを配置する。
管理機能	史跡の維持管理のための機能。(管理用資機材収納倉庫)



図58 【参考】茶すり山古墳学習館(トイレ・休憩施設を併設)

第 10 節 周辺地域の環境保全に関する計画

古墳の存在感を高め、古墳群の一体的な景観を形成するためには、周辺地域の環境保全が必要不可欠である。周辺地域の範囲は、史跡に隣接しその古墳の保存管理上必要な範囲とする。

周辺地域の環境は、都市計画法に基づき一体的な保全を図ることとなるが、法令による規制をともなう環境保全は、当然のことながら法令を遵守しつつ推し進められる。

この都市計画に基づく『河合町都市計画マスタープラン』では、史跡大塚山古墳群は「第 1 地域(北)A-2」に位置し、将来の市街地像として「水辺の潤いや丘陵部の緑蔭、農地等も活かした、活力ある水辺の里」を謳っている。同地域の整備計画では、土地利用等の整理・誘導方針として、大塚山古墳を「シンボル景観保全活用地区」に設定し、周辺の景観を良好に保全することとしている。しかし、本史跡の大塚山古墳以外の古墳については上記地区には入っていない。各古墳本体は史跡として文化財保護法により保護されているものの、周辺地は用途地域としては「第 1 種住居地域」とされ、住居や一団となった教育・文化・コミュニティ施設等を主体とし、住環境とも調和を図りうるような小規模な生活利便施設等の立地を許容する地区とされている。古墳群である史跡と一体となった景観保全についての配慮が強く望まれるところである。

古墳群周辺における環境保全を維持するためには、地域住民の環境保全に対する意識の向上と協力が欠かせない。そのためには、古墳の価値を知ることによって、住民自らが住環境との調和を図りつつ、地域の誇りにふさわしい環境形成の担い手となって共生することが重要である。したがって地域住民が史跡を訪れ、史跡の環境保全について考える契機づくりに取り組む必要がある。整備を進めるにあたっては、計画段階や工事の期間中も含めて、積極的な情報の公開を進めるとともに、地域の文化財を学ぶ機会を設けるなど、文化財保護の大切さを知っていただくことに努めていく。

第 11 節 地域全体における関連文化財等との有機的な整備活用に関する計画

史跡大塚山古墳群の周辺には多数の文化財がある。また、広陵町・大和高田市・上牧町・香芝市にまたがる馬見丘陵には数多くの古墳が築造され馬見古墳群を構成している。史跡大塚山古墳群もその一群と位置付けられている。馬見古墳群の一部は奈良県営馬見丘陵公園として整備され、公園内にいくつかの古墳が保存されている。史跡大塚山古墳群の見学ルートについては、本章第 3 節の動線計画にも示したように近鉄池部駅からのルートを設定している。この池部駅からは同公園の緑道エリアを通過して多くの古墳がある中央エリアに向かうことができる。馬見丘陵公園と併せて巡ることで、河合町及びその周辺部の古墳文化をより深く理解することができる。そして、池部駅に隣接して河合町の中央公民館があり、文化財展示室には大塚山古墳群をはじめとする町内の遺跡から出土した遺物の展示や解説が行われている。町内の史跡散策をするうえで池部駅がハブとなることにより、駅周辺において全体案内板を設置し利用者の利便を図るようにする。

※ 緑道を通じて河合町役場・池部駅に至る

奈良県営馬見丘陵公園内の主な古墳一覧

No.	史跡名称	形式	墳丘長(m)	築造時期	備考
1	池上古墳	帆立貝式古墳	92	5世紀前期	
2	乙女山古墳	帆立貝式古墳	130	5世紀前期	国指定史跡
3	倉塚古墳	前方後円墳	180	5世紀前期	
4	一本松古墳	前方後円墳	130	5世紀後期	
5	別所下古墳	円墳	60	4世紀後期	
6	ナガレ山古墳	前方後円墳	105	5世紀前期	国指定史跡
7	巢山古墳	前方後円墳	220	4世紀末	国指定特別史跡 (公園区域外)
8	狐塚古墳	帆立貝式古墳	86	5世紀前期	
9	三吉2号墳	帆立貝式古墳	90	5世紀後期	
10	タダオン古墳	前方後円墳	48	5世紀前後	
11	文代山古墳	方墳	48	5世紀後期	(公園区域外)
12	カタビ古墳群	円墳など	20など	5世紀中期など	4基の古墳で構成
13	馬見二ノ谷遺跡	-	-	旧石器時代	

馬見古墳群

馬見古墳群は奈良盆地における佐紀盾列古墳群、大和柳本古墳群と並ぶ大和3大古墳群の1つで、4～5世紀に築造されたものが多く、250基を超える大古墳群である。

馬見古墳群の一面にある県営馬見丘陵公園内には、池上古墳、乙女山古墳、倉塚古墳、ナガレ山古墳、別所下古墳、狐塚古墳古墳などの多くの古墳が保存され、このうちの2箇所が史跡指定されています。また、国の特別史跡に指定されている巢山古墳も公園に隣接している。



図 59 馬見丘陵公園内の主要な古墳

第12節 公開活用に関する計画

(1) 学校教育での活用

現在の学習指導要領では、小学校「社会」において「地域や我が国の国土の地理的環境、現代社会の仕組みや働き、地域や我が国の歴史や伝統と文化を通して社会生活について理解するとともに、様々な資料や調査活動を通して情報を適切に調べまとめる技能を身に付けるようにする」ことを目標としており、そのために「博物館や資料館などの施設の活用を図るとともに、身近な地域及び国土の遺跡や文化財などについての調査活動を取り入れるようにすること。また、内容に関わる専門家や関係者、関係の諸機関との連携を図るようにすること」に配慮するものとしている。

中学校の「社会」においても、「我が国の国土と歴史、現代の政治、経済、国際関係等に関して理解するとともに、調査や諸資料から様々な情報を効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする」ことを目標としており、「歴史的分野」の「身近な地域の歴史」として「比較や関連、時代的な背景や地域的な環境、歴史と私たちとのつながりなどに着目して、地域に残る文化財や諸資料を活用して、身近な地域の歴史的な特徴を多面的・多角的に考察し、表現すること」を指導内容としている。

町内の小中学校において、大塚山古墳群を体験的に学習する機会の確保・充実に努めながら、地域の歴史文化を学び、郷土愛の醸成に努める。具体的には大塚山古墳群をはじめとした町内の文化財の現地見学を通じて見て触れて体感してもらうため、専門機関や専門家の指導の下、地域の歴史をテーマごとに史資料と台本をパッケージ化した教材を作成し授業での活用が実施できるよう検討を行う。

また、説明板は小学生にも理解できる内容やイラストを用いるなどやさしい表現に努める。

(2) 日常的な活用

身近な公園として、散歩やジョギングなどの健康づくりや子どもたちの遊び場といった日常的な活用の場として親しんでもらえるよう、必要な設備を整える。(運動負荷を示す距離表示サインの設置など)

また、大塚山古墳に残る豊かな森には、動物、植物、昆虫など様々な種が生息している。歴史遺産としての活用だけでなく自然観察や里山保全活動など、自然系分野をテーマとしたワークショップ等のイベントを企画することで、新たな分野のファンの獲得を目指す。こうした取り組みについては、SNSをはじめ様々な手法を用いて積極的に情報発信を行い、町外からの参加も促す。



図 60 距離表示サインの

(3) 整備事業期間中の情報発信

発掘調査や整備工事の状況についてインターネットで公開したり、パンフレットを作成したりするなど、積極的に事業期間中の情報発信を行い、住民の皆さんに対し、史跡の保存整備事業に対する理解を得られるよう努める。

第 13 節 管理・運営に関する計画

(1) 行政による管理・運営の体制

現在、史跡指定地の日常的な維持管理や保存・公開に関する業務は、文化財担当部局の教育委員会事務局生涯学習課が担っている。こうした維持管理の運営主体は、史跡の管理団体である河合町であり、文化財担当部局だけでなく、行政内部における体制強化が必要である。史跡の保存整備は法令上も多岐にわたる分野が必要であり、さらに、活用面においては、広報やホームページ等での情報発信、観光地としての周辺整備など他課との連携が欠かせない。横断的な体制を緊密にし、より効果的な史跡の維持管理、活用の体制の構築に努める。

(2) 市民との協力体制

史跡指定地内の除草作業などの維持管理作業については、これまでも観光ボランティアガイドの会を中心とした地元有志の協力を仰いでいる。しかし、今後保存整備事業が進めばさらに管理に要する業務が増加することが見込まれる。史跡を後世へ保存継承していくためには、史跡の日常管理や活用において、地域住民をはじめとした住民の参加、協力は不可欠である。住民と行政の協働が円滑に進むよう、保存整備事業の実施と並行して支援体制のあり方などの仕組みづくりに早急に取り組む。

第 14 節 整備事業に必要となる調査等に関する計画

大塚山古墳の保存整備事業を進めるにあたり、具体的な整備の内容を決定するうえで不可欠な情報を得るために発掘調査等を実施する。発掘調査は、整備工事の設計を行うにあたって不足する情報を収集することを目的としていることより、必要最小限の範囲において実施することとする。また、非破壊探査を併用し、遺構の分布範囲の予測を行い、調査対象範囲を限定することで遺構の保護に努める。

調査の場所や内容については下記のとおりである。

表 6 発掘調査等計画

年度	墳 丘 部	周 濠 部
令和 6 年度	・ 墳丘全体の保護層の状況を確認するため、目視による確認調査の実施	・ 北側の範囲確認調査(1) ・ 北西側の範囲確認調査(2) ・ 西側の範囲確認調査(3.4.5)
	・ 墳丘及び周濠部の非破壊探査(地中レーダー探査)	
令和 7 年度	・ 東西くびれ部の範囲確認調査(6.7)	・ 北側～南側の範囲確認調査(8.9.10.11)
	・ 墳丘及び周濠部の非破壊探査(地中レーダー探査)	
令和 8 年度	・ 東側登り口の現状確認調査(12.13) ・ 前方部東西隅墳丘裾部の範囲確認調査(14.15) ・ 前方部主軸の墳丘裾部の範囲確認調査(16) ・ 後円部墳丘法面とテラスの範囲確認調査(17)	

	<ul style="list-style-type: none"> ・墳頂部の埴輪列の確認調査(18) ・後円部墳頂部の状況確認調査(19)
令和9年度以降	・これまでの調査結果を整備検討委員会で検討を行い、必要に応じて追加調査を実施する。

※ カッコはトレンチ番号

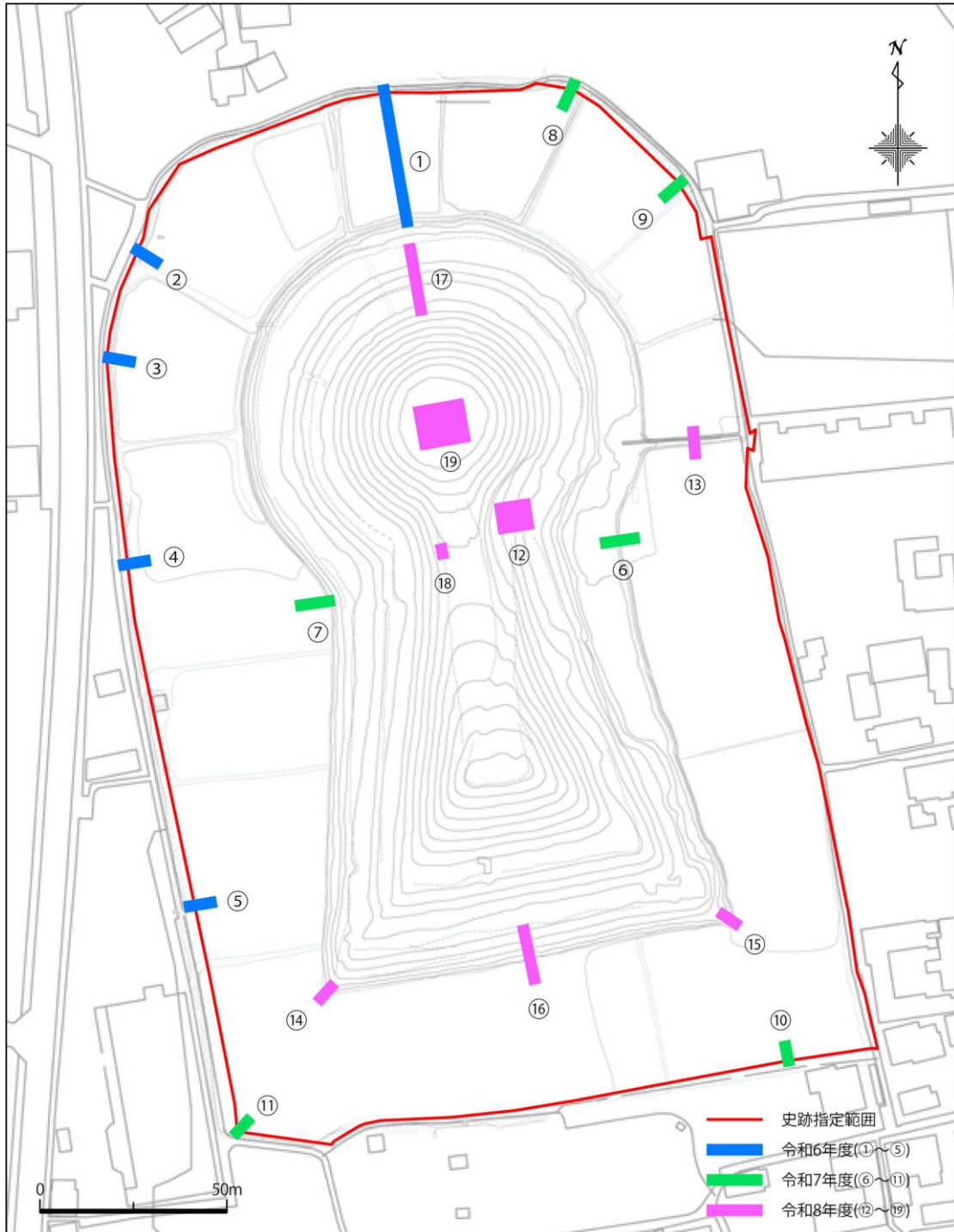


図 61 発掘調査予定箇所位置図

第 15 節 事業計画

史跡大塚山古墳群の保存整備事業については、令和 5 年度(2023)から令和 14 年度(2032)の 10 ヶ年を計画期間として設定している。最初の 5 ヶ年である令和 5 年度(2023)から令和 9 年度(2027)を短期計画、次の 5 ヶ年である令和 10 年度(2028)から令和 14 年度(2032)までを中期計画とする。そして、令和 15 年度(2033)以降を長期計画とする。

(1) 令和 5 年度(2023)から令和 9 年度(2027)【短期計画】

最初の 5 ヶ年については、令和 5 年(2023)に策定した本計画に基づき具体的な事業を進めていく。まず具体的な整備の内容を決定するうえで不可欠な情報を得るための発掘調査を令和 6 年度から実施する。調査の内容は墳丘の範囲確認、外堤の範囲や遺存の状況確認、くびれ部の状況と造り出しの有無の確認、墳丘の保護層の状況確認のための踏査、埴輪の遺存状況の確認などである。大塚山古墳の保存整備にかかる基本設計については、諸条件の整理などの作業を令和 6 年度に着手する。その後、発掘調査等の結果を受けて大塚山古墳全体の基本設計を令和 9 年度(2027)にまとめる。

古墳群の公有化事業については、大塚山古墳の墳丘及び周濠部分の公有化は令和 5 年度(2023)で完了している。しかし、外堤部分については公有化できておらず、整備の計画上対象範囲としている。令和 6 年度(2024)及び令和 7 年度(2025)に行う発掘調査の成果を受けて令和 8 年度(2026)に史跡指定の意見具申を行う。意見具申を行うにあたっては事前に境界確定作業を行うものとする。その後、令和 9 年度(2027)より城山古墳の公有化を行う。なお、高山塚一号古墳(中良塚古墳)の史跡指定地内の宅地となっている私有地については、既存建物の建て替え時に公有化を図るとしており、適宜対応するものとする。また、調査の成果から、未指定地部分の史跡の追加指定が必要になった場合についても、その都度対応を行っていくこととする。

また公開・活用を実施していくための地域活動の取り組みへの協力・支援を図り、これらを支えるための整備運営体制の整備も並行して行う。

(2) 令和 10 年度(2028)から令和 14 年度(2032)【中期計画】

令和 10 年度(2028)から令和 14 年度(2032)までの 5 ヶ年を中期計画の期間とする。令和 9 年度(2027)に策定した基本設計に基づき工事の実施に必要な詳細情報を設計図書としてまとめた実施設計を令和 10 年度(2028)より策定する。整備工事は令和 10 年度(2028)に一部着手するものの、本格的な作業は令和 11 年度(2029)より開始する。そして中期計画の満了となる令和 14 年度(2032)末をもって大塚山古墳の整備については一区切りとする。

公有化事業については、前期より引き続き城山古墳の公有化を進め令和 13 年度(2031)での完了を目指す。その後、令和 14 年度(2032)からは丸山古墳の公有化を行う。なお、高山塚一号古墳の宅地及び九僧塚古墳等の追加指定分についても適宜対応していく。

また、公開・活用へ地域活動も含めた一体的な取り組みについても、前期から継続して実施していく。

(3) 令和 15 年度(2033)以降【長期計画】

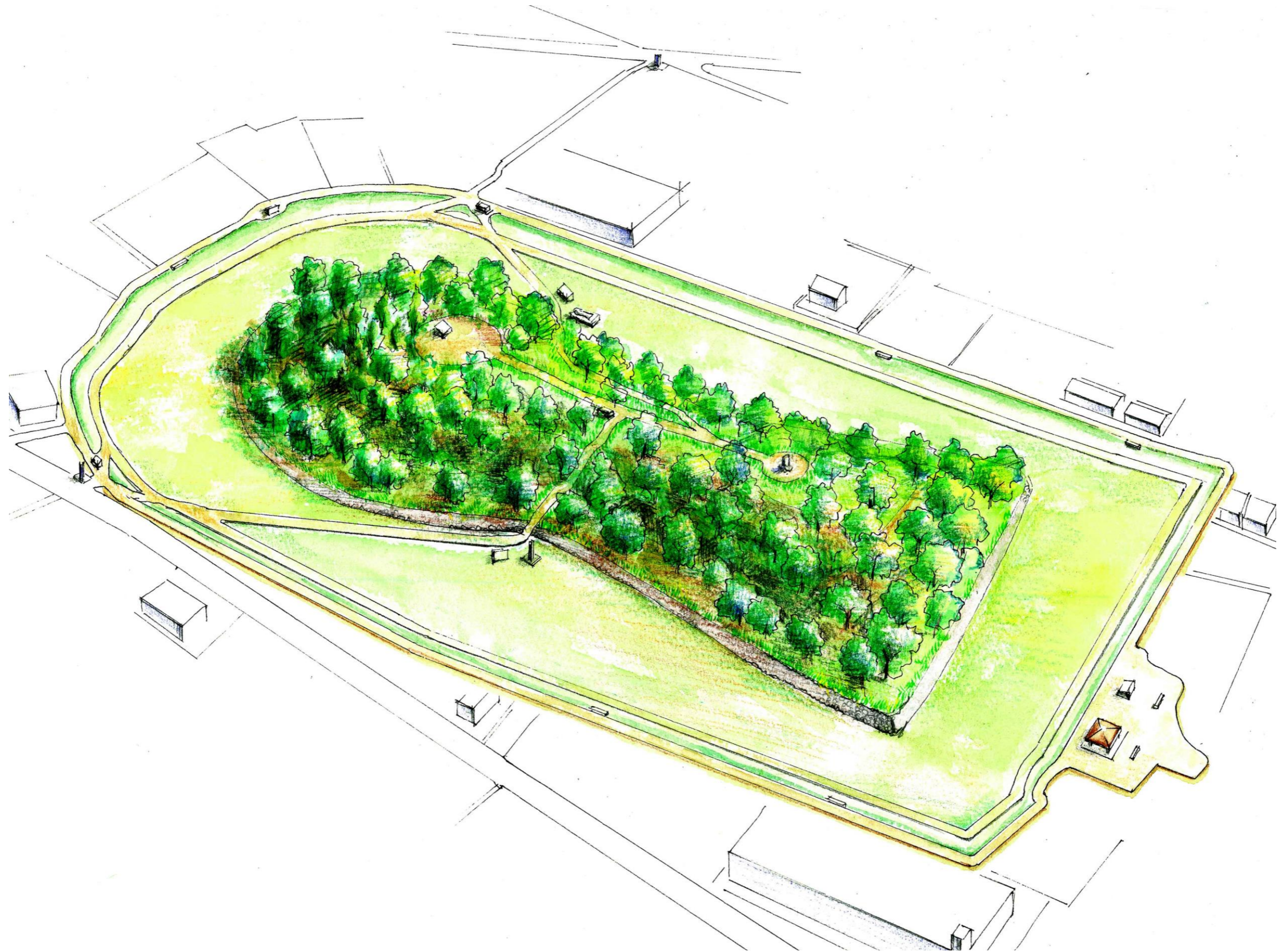
令和 15 年度(2033)以降については長期計画とする。短期・中期における保存・整備・活用、それら

を実施するための運営・体制の整備の取り組みや成果を検証するとともに、その時点での整備の状況や実施してきたことで見えてきた新たな課題、社会情勢を踏まえて、積み残した取り組みや新たな取り組みへの対応、維持管理の持続的な実施に取り組む。

大塚山古墳の保存整備事業は令和 14 年度(2032)をもって完了するが、古墳群のその他の古墳については令和 14 年度(2032)から見直しを行う保存活用計画の中で検討を行うものとする。

表 7 施策の事業計画

	短期計画					中期計画					長期計画
	R05	R06	R07	R08	R09	R10	R11	R12	R13	R14	R15～
【大塚山古墳の保存整備事業】											
整備基本計画の策定	→										
整備に伴う測量・発掘調査等		→	→	→	→						
基本設計		→			→						
実施設計						→	→	→	→		
保存整備工事・監理						→	→	→	→	→	
植生管理				→	→	→	→	→	→	→	→
土地の公有化	大塚山古墳 →	高山塚一号 →			城山古墳 →	城山古墳 →	城山古墳 →	城山古墳 →	城山古墳 →	丸山古墳 →	高山塚一号 →
史跡の追加指定に係る作業			大塚山 里道 境界確定 →			九倍塚古墳 現況測量 →					
史跡の追加指定の意見具申				意見具申 →		意見具申 →					
その他の古墳の整備事業											→
保存活用計画の見直し・変更										→	



史跡大塚山古墳群整備基本計画書

令和6(2024)年3月29日 発行

編集 / 河合町教育委員会

発行 / 河合町教育委員会

〒636-0053 奈良県北葛城郡河合町池部2丁目13番地1

TEL : 0745-57-2271 FAX : 0745-57-1165

